

令和 8 年 3 月 13 日

◎田中委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9 時 58 分開会)

◎田中委員長 本日の委員会は、昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

《総務部》

◎田中委員長 総務部について行います。

議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承を願います。

◎清水総務部長 総務部の議題につきまして、私から総括して説明します。まず、令和 8 年度当初予算の概要につきまして、御説明いたします。

2 ページ、令和 8 年度一般会計当初予算案の全体像を御覧ください。令和 8 年度当初予算編成に当たりましては、県勢浮揚に必要な施策を着実に実行しつつ、今後の財政運営を見据えた編成に努めております。

令和 8 年度の一般会計当初予算案の総額につきましては、下段の表(2) 歳出、金額(A)の欄の一番下を御覧いただきますと5,070億円余りとなっており、前年度比で329億円余りの増となっております。

歳入と歳出の内訳につきましては、右から2列目の令和 8 年度と令和 7 年度との比較の列に沿って御説明いたします。

まず下の表、歳出の内訳ですが、(1) 一般行政経費等につきましては297億円余りの増となっております。主な増減としましては、人件費は人事委員会勧告に伴い職員給与が増となったほか、退職手当の増により57億円余りの増、公債費は、臨時財政対策債償還基金費の減債基金への積立て分の増などにより57億円余りの増、その他は、国の重点交付金の活用による補助費等の増などにより、174億円余りの増となっております。

(2) 投資的経費につきましては、高知龍馬空港国際線ターミナルの整備などにより、約32億円の増となっております。

次に歳入です。上の表の(1) 歳入の右から2列目の比較の列を御覧ください。

(1) 一般財源は、地方交付税の増加などにより、249億円余りの増となっております。

(2) 特定財源は、物価高対策等に充当する重点支援交付金の増などにより、約80億円の増となっております。

次のページをお願いします。中長期的な財政運営を見据えた財源不足への対応です。

先ほどの歳入歳出予算の結果、財源不足額は137億円となっており、前年度比で約3億円増加しております。この財源不足への対応につきましては、令和 7 年度 2 月補正予算にお

いて、地方交付税等の増加分を活用し、財政調整的基金の取崩しを取りやめて、当初予算における基金の取崩しに活用いたしました。また、当面の財政需要に備えて、行政改革推進債を20億円発行することで、財政調整的基金の取崩しを抑制しております。

こうした対応の結果、財政調整的基金の残高は前年度を上回る215億円を確保しており、安定的な財政運営を維持できるものと考えております。

次に、3県債残高です。国の国土強靱化実施中期計画を活用したインフラ整備の推進などにより、一時的に増加する見込みとなっております。今後とも県勢浮揚に向けた施策を着実に実行しつつ、基金残高と県債残高のバランスに留意しながら、安定的な財政運営に努めてまいります。

以上が、令和8年度一般会計当初予算の概要です。

続きまして、4ページをお願いします。令和7年度2月補正予算案の概要につきまして御説明いたします。

資料左下、(2)歳出の表の補正額(B)欄の一番下にありますように、総額88億円余りの減額補正となっております。これは、普通建設事業や災害復旧事業の減額などによるものです。

右側のポイントですが、国の経済対策に伴う補正予算等の活用により、物価高対策などを速やかに実施するとともに、県税や地方交付税の増加分等を活用して、財政調整的基金の取崩しを70億円取りやめ、一定の基金残高を確保しております。

その下に、主な事業の概要を記載しております。物価高対策では、医療・社会福祉施設の光熱水費等高騰への支援などを計上しているほか、その他では、避難生活環境の改善に係る支援を計上しております。

以上が、2月補正予算の概要です。

続きまして、令和8年度組織改正等による体制強化の概要について、主なものについて御説明いたします。

まず、戦略的な人口減少対策の推進として、総合企画部に「元気な未来創造課」を設置いたします。現在人口減少対策のうち、全庁的な取りまとめが必要な業務の多くを総合企画部と子ども・福祉政策部の2つの部の4所属で行っております。この4所属の業務を「元気な未来創造課」に集約し、統括して事業を推進することで、全庁の司令塔としての機能を強化し、人口減少対策をさらに推進してまいります。あわせて、同課に「出会い・共育で推進室」を設置いたします。

右側がその他の人口減少対策の関連です。そのうち「4Sプロジェクト」の推進の関係では、消防広域化を推進するため、消防政策課の「消防広域化推進室」に市町村等の消防職員を含む4名を増員いたします。

いきいきと仕事ができる高知の実現においては「スペースポート」計画の実現可能性の

調査研究を実施するため、産業イノベーション課に宇宙産業担当を設置いたします。

6 ページをお願いします。いきいきと生活ができる高知の実現に関しては、文化芸術とスポーツの振興として、来年度は「よさこい高知文化祭2026」の開催年となりますので、よさこい高知文化祭課の体制を強化いたします。

またその下ですが、令和3年度から取り組んでいる県史編さん事業について、来年度には全ての部会が立ち上がるとともに、およそ半世紀ぶりに高知県史の発刊を予定しております。今後、県史を活用した郷土への愛着形成、観光振興などにつなげていくため、現在、課内室である県史編さん室を「県史編さん活用課」として、課を新設いたします。

右側のその他としまして、組織の改正ではありませんが、産業振興推進地域本部の体制を強化するため、市町村単位で配置している地域支援企画員を地域本部に集約いたします。

その下ですが、長時間労働の是正に向けて、多様な人材を確保するための「短時間勤務職員」を新たに10名程度採用し、時間外勤務が多い所属を中心に配置いたします。

その下がこれまで御説明した令和8年度の組織改正のうち、主なものを図にしたものとなります。

7 ページ目は、令和8年4月からの知事部局の組織機構一覧です。

組織改正の概要につきましては、以上です。

続きまして、総務部に関連する予算について、総括して説明をいたします。

まず、令和8年度当初予算です。一般会計については、総務部の令和8年度当初予算の総額は1,504億5,837万8,000円をお願いしております。9 ページをお願いします。

特別会計については、県債管理特別会計として1,077億4,324万3,000円、収入証紙等管理特別会計として1億6,876万3,000円をお願いしています。それぞれ詳細につきましては、担当課長から説明をいたします。

次に、令和7年度2月補正予算について、御説明いたします。

一般会計については、総務部の補正予算の総額は33億1,993万円の増額をお願いしております。

特別会計については、県債管理特別会計で2億589万円の増額、収入証紙等管理特別会計で1億4,986万2,000円の減額をお願いしております。これにつきましても、それぞれの詳細につきましては、担当課長から説明をいたします。

次に、総務部関連の条例その他議案です。総務部からは、第43号及び第46号から第53号までの条例議案9件、それから12ページの第65号及び第70号のその他議案2件、それから報第1号の報告議案1件を提出しております。

なお、46号の条例議案につきましては、後ほど会計管理局から説明されますので、私からの説明は省略します。そのほか、議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をいたします。

最後に、昨年12月15日から本年3月11日までの主な審議会等の開催状況について、説明をいたします。

まず、高知県公益認定等審議会については計2回開催し、諮問案件2件について審議し、うち1件について答申を決定しております。

高知県行政不服審査会については計2回開催し、諮問案件2件について審議し、うち1件について答申を決定しております。

高知県公文書管理委員会については1回開催し、保存期間が満了した公文書の公文書館への移管及び廃棄等の諮問案件2件について審議し、答申を決定しております。

高知県公文書開示審査会については計5回開催し、諮問案件6件について審議し、うち2件について答申を決定しております。

県立施設運営活性化懇談会については計2回開催し、県立文化施設などを管理する各団体が団体や施設の状況について説明を行った上で、委員から収入増に向けた今後の取組の方向性について、御助言をいただきました。

高知県特別職報酬等審議会については計2回開催し、議員報酬の額や知事、副知事及び教育長の給料の額、退職手当の支給基準について審議し、知事に答申がなされております。

なお、審議会の開催状況については、担当課長からの説明は省略します。

私からの総括説明は、以上です。

◎田中委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈財政課〉

◎田中委員長 初めに、財政課の説明を求めます。

◎星財政課長 まず、令和8年度当初予算について、御説明いたします。財政課1ページを御覧ください。一般会計の歳入につきまして、主なものを御説明いたします。

3 地方譲与税につきまして175億8,200万円余りを計上しており、前年度比約6億8,500万円余りの増となっております。これについては全国的な企業業績の伸びに伴う法人税収の増によりまして、国から都道府県に配分される特別法人事業譲与税の増額を見込んでいることによるものです。

次に、一番下の行の4 地方特例交付金につきましては30億9,000万円余りを計上しており、前年度比27億6,600万円余りの増となっております。

こちらにつきましては、いわゆる暫定税率の廃止によります地方揮発油譲与税及び軽油引取税の減収分、自動車税の環境性能割廃止に伴う減収分について、地方特例交付金により補填をされるということですので、増額を見込んでいますものです。

次に、2ページを御覧ください。5 地方交付税につきまして1,944億9,700万円余りを計上しており、前年度比132億3,800万円余りの増となっております。地方交付税などの予算額につきましては、国の地方財政計画の伸び率を踏まえまして算定をしているものですが、

令和８年度の地方財政計画につきましては、後ほど説明します地域未来基金への積立てに要する費用など、地方交付税総額が全体で増となっていることを踏まえまして、本県でも増額を見込んでいるものです。

次に、９国庫支出金です。１総務費補助金の（４）財政費補助金につきましては７億１,９００万円余りを計上しております。こちらの詳細につきましては、後ほど歳出議案の中で御説明します。

次に、３ページを御覧ください。１２繰入金の２基金繰入金につきましては、財源不足への対応に、満期一括償還方式の県債の償還に充てるため２２８億１,４００万円余りを取崩し繰入れを行うものです。

次に、３ページから４ページにかけましての１３繰越金の１繰越金につきましては、前年度の決算の剰余金の２分の１を計上するものでして、毎年度、一定額の繰越金が発生していることから近年の状況を踏まえまして、１３億円を計上をしております。

続きまして、歳出につきまして御説明します。５ページを御覧ください。まず、中段の１財政費について、一番右側の説明欄を御覧ください。

２一般管理費につきましては、知事、部局長などの交際費、また職員の病休や産休などによりまして、会計年度任用職員を雇用する場合にかかる経費など、全庁の調整的な経費として８７０万円余りを計上をしております。

その下、３財政管理費につきましては、財政課の事務費と部内の総務事務経費を計上しているところです。

１つ下の決算支援システム保守等委託料につきましては、総務省の地方財政状況調査の回答に必要となるシステムでして、運用保守経費に加えまして、ソフトウェアのサポート終了に伴うシステム改修費用、合わせまして２,２００万円余りを計上しております。

その２つ下の地方公会計システム保守等委託料につきましては、総務省から示された統一的な基準によりまして財務書類等を作成しているところでして、そのシステムの運用保守等に係る経費となっているところです。令和８年度につきましては、運用保守経費に加えまして、統一的な基準の改定がありまして、こちらに対応した調査業務等を実施することとして２,４００万円余りを計上しております。

また、一番下の職場環境整備委託料につきましては、紙や場所にとらわれない働き方の推進のために、財政課執務室のスマートオフィス化に係る経費として１,７００万円余りを計上しております。

次に、６ページを御覧ください。１６公債費の元利償還費の説明欄、２県債管理特別会計繰出金につきましては、地方債の元利償還金等に充てるために、県債管理特別会計に繰り出すものでして６８４億１,５００万円余りと、前年度より１２億９,８００万円余りの減となっております。こちらについては、過去に借入れた起債の償還額が減少することに伴うものです。

次に、7 ページを御覧ください。1 減債基金の積立金につきましては186億7,300万円余りと、前年度より56億4,500万円余りの増となっております。こちらについては、県債償還のために毎年度规则的に積立っている積立金の部分について、令和8年度の地方交付税の算定におきまして、臨時財政対策債の将来の償還に要する経費が前倒しで算定をされることに伴いまして、これを将来の償還に備えて減債基金へ積立てをするものです。

次の退職手当基金、財政調整基金、職員等こころざし特例基金、防災対策基金については、それぞれ運用益を積み立てるものです。

次に、6 地域未来基金につきましては53億9,400万円を計上しているところです。こちらについては、令和8年度の地方交付税におきまして、地域の発展につながる取組に要する経費が算定されることに伴いまして、地域未来基金を創設いたしまして、今年度に活用する経費を積立てるものです。基金の詳細につきましては、後ほど、条例その他議案の説明の中で御説明します。

次に、中段の3 公営企業支出金のうち1 電気事業会計支出金と2 工業用水道事業会計支出金につきましては、児童手当に伴う地方負担分について、国の定める繰出基準に基づきまして、所要額の一部を一般会計から繰り出すものです。

3 病院事業会計支出金につきましては55億3,400万円余りを計上をしております。内訳としましては、病院事業会計負担金として、救急や高度医療、建設改良等に要する経費などの繰出基準に基づく事業費の一部を36億9,700万円余り計上をしております。

また、繰出基準に基づく事業費のうち、児童手当や基礎年金等に伴う地方負担分及び医療費用、また、人件費の上昇に対応するための物価高騰対策支援分などにつきまして、病院事業会計補助金として18億3,600万円余りを計上しております。

このうち、物価高騰対策支援分につきましては7 億1,900万円余りを計上し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して支援することとしております。

次に、8 ページを御覧ください。18 予備費につきましては、予期せぬ災害等に対応するための経費として、平年ベースの1 億4,000万円を計上したものです。

次に、9 ページを御覧ください。続きまして、県債管理特別会計について御説明します。

まず、歳入の県債管理収入につきましては、上から3 段目、一般会計からの1 繰入金につきましては685億500万円余り、その下段に県債については、満期一括償還等に伴う借換債392億3,800万円を計上しております。

次に、10 ページを御覧ください。歳出につきましては、公債費全体で1,077億4,300万円余りと、前年度より72億9,100万円余りの増となっているところです。こちらにつきましては、借換額が前年度より増加したこと、また、過去に借り入れた起債の元金償還額が前年度より減少しておりますが、利子償還額も増えていることに伴うものです。

続きまして、令和7年度の補正予算につきましては、御説明します。11 ページを御覧ください。

さい。一般会計の歳入についてです。

5 地方交付税につきまして77億4,600万円余りを増額することとしております。こちらについては、国の補正予算に伴います追加交付がありまして、今年度の交付実績見込みが、当初の見込みを上回ったことに伴うものです。

また、9 国庫支出金の総務費補助金の財政費補助金につきましては5億5,600万円余りを計上をしております。詳細につきましては、後ほど歳出議案の中で御説明します。

次に、12ページを御覧ください。12繰入金の2基金繰入金につきましては、先ほど御説明した交付税の追加交付、あるいは予算の効率的な執行などにより生じた財源などを活用し、財政調整基金の取崩しにつきまして70億4,300万円余りを取りやめることとしております。

続きまして、歳出について、御説明します。13ページを御覧ください。

まず、2 総務費の1 財政費につきましては、決算支援システム保守等委託料の入札残及び知事部局の病気休暇等の職員の代替会計年度任用職員の雇用に係る経費等を減額いたしまして、財政費全体で1,260万円余りを減額することとしております。

次に、16公債費の元利償還費につきましては、県債管理特別会計繰出金を1億9,900万円余りを増額することとしております。こちらにつきましては、直近の金利上昇によりまして利子償還額が想定より増加したこと、また、地方債の借入れ条件変更によりまして、償還月を前倒したことなどによるものです。

次に、17諸支出金の2基金につきましては15億9,600万円余りを増額することとしております。主な要因といたしましては、地方交付税の追加交付によりまして、臨時財政対策債の将来の償還に要する経費が算定されたことに伴いまして、減債基金へ14億8,600万円余りの積立てを行ったことによるものです。

次に、14ページを御覧ください。3 公営企業支出金のうち、3 病院事業会計支出金につきましては、国の定める繰出基準に基づきまして、一般会計から繰り出している経費につきまして、当初の見込みより人件費等が増加することに伴いまして7億1,800万円余りを増額することとしております。このうち令和7年度の物価高騰対策支援分として5億5,600万円余りを計上しており、令和8年度当初予算と同様に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することとしております。

続きまして、県債管理特別会計について、御説明いたします。15ページを御覧ください。

まず、歳入の県債管理収入につきましては、一般会計からの繰入金につきまして2億500万円余り増額することとしております。

次に、16ページを御覧ください。歳出につきましては、3段目の1元利償還金につきまして1億9,900万円余り増額することとしておりまして、こちらにつきましては、先ほど一般会計のところで御説明申し上げたところです。

次に、条例その他議案について、御説明します。17ページを御覧ください。第43号議案、高知県地域未来基金議案について、御説明します。

この議案につきましては、令和8年夏を目途に、国で取りまとめられます地域未来戦略を踏まえまして、産業クラスターの形成、地場産業の付加価値向上及び販路開拓等の地域の発展につながる取組を推進するための費用といたしまして、令和8年度の地方交付税において、基金への積立てに要する経費が措置されることに伴いまして、それに対応するため、新たに基金を設置するものです。

次に、18ページを御覧ください。報第1号議案令和7年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告について、御説明します。こちらにつきましては、1月23日付で行いました専決処分に係るものです。

内容といたしましては、2月8日に実施されました衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び高知市選挙区における高知県議会議員補欠選挙に対応するため専決処分をしたものです。

19ページを御覧ください。歳入といたしましては、国庫支出金6億9,900万円余りと、財政調整基金の取崩し1億2,200万円余りで対応したものです。

次に、20ページを御覧ください。歳出の主な内容といたしましては、市町村交付金や印刷経費などで8億1,400万円余り、人件費で680万円余り、合わせまして8億2,100万円余りの増額補正をしております。

以上で、財政課の説明を終わります。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎久保委員 確か補正予算のところで、歳入で地方交付税が約77億円増になってたと思いますが、増えた要因はどんなものか教えていただきたいです。

◎星財政課長 77億円につきましては、昨年度の各地方団体での人事院勧告を踏まえた給与の引上げに伴う措置の部分、また、補正予算で行う各省の事業につきましても、重点支援地方交付金については国庫10分の10ですが、それ以外のものについては地方負担を求めているものがありますので、そういった地方負担分への活用を見越して、その額が措置をされたところではあります。

◎中根委員 金額はそんなに多くないですが、職員等ころざし特例基金の使途、どんな成り立ちでどう使われていくのか教えていただければと思います。

◎星財政課長 職員等ころざし特例基金につきましては、東日本大震災後、職員で1年間の給与を一部ころざしとして基金に拠出をしまして、今どういった事業に活用しているかといいますと、幼稚園や保育所の高台移転の事業に財源として活用しております。

◎中根委員 その1人当たりの金額はどんなふうになっていましたか。給料からですか。

◎岡本総務副部長（総括） 給料から数パーセント減額だったと思います。

◎中根委員 それが15年たって、いろんな意味で、いまだに社会的にいろんな援助が必要だと思うけれども、県として基金をつくって県の職員だけに負担をさせていて、それは職員一人一人が参加するかしないかという意味はなく、一律に全員から数パーセントとなっているのか。

◎岡本総務副部長（総括） そのとおりです。

◎中根委員 それは皆さんの意思確認みたいなのは全くされないで、この15年間きたってことですか。

◎岡本総務副部長（総括） 15年間取り続けているものではありませんで、その年1年拠出いただいたものを基金に積立てておりまして、それ以降については、積立てについては基本的に定期預金の形で運用したものを積立てて、運用益が出ているので、今回積立てが出ているだけで、毎年職員から拠出をしてもらっているということではありません。

◎田中委員長 今回、課長の説明があったように地方特例交付金かな、いわゆる暫定税率の廃止に伴って、歳入で措置をされると思うんですけど、様々な部分がここで予算計上されてると思うんです。算出に当たっての見込みで、今までのもろもろの部分を併せ持って算出しているのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

◎星財政課長 地方特例交付金で今回増額の要因となった部分、暫定税率の廃止による部分、また自動車税の環境性能割の廃止による部分、これは本来、税が続いていた場合には全国の伸びの状況とか、直近の本年の実勢でここまでいったであろう部分について、特例交付金という形で、個別に算定をして、しっかりその穴埋めがなされるように額を算定しております。

◎田中委員長 我々、見るときにもう全てが合算されて、今まで分かれてた部分全てがここに入ってくるんで、なかなか分からなくなってくるんです。その上で、まだ来年度以降、いわゆる代替財源がはっきり国から示されてないと思いますけれども、今年度は特例交付金で措置をしましたが、代替財源の今の直近の国の動きはどんな状況ですか。

◎星財政課長 委員長に御紹介いただいたとおりでして、令和8年度についての間、いわゆる暫定税率の廃止に伴う措置については、地方特例交付金という形で地方に代替財源が配分されることとなりましたが、令和9年度以降も地方の一般財源総額の確保の在り方につきましては、この廃止部分の議論については税制改正大綱におきましても、今後議論となっているかと承知をしております。

これを踏まえまして、我々としても、引き続きしっかりと責任を持った議論がなされるように、知事会を通じて、あるいは本県の政策提言の中でも、しっかり必要な対応を求めていきたいと考えております。

◎田中委員長 まさにそのとおりで、はっきり将来的な見通しが示されない中で、地方自治体として、来年度予算を審議しているんですよね。そういった中でおっしゃったとおり、

その部分はしっかりと国にも要請というか、いろんな形でしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

質疑を終わります。

以上で、財政課を終わります。

〈法務文書課〉

◎田中委員長 次に、法務文書課の説明を求めます。

◎梶原法務文書課長 法務文書課の令和8年度当初予算につきまして、説明します。法務文書課の1ページをお願いします。

令和8年度の歳出予算額は、上段の総務費の本年度欄にありますように、総額2億7,885万6,000円を計上しておりまして、前年度と比較しますと1,170万2,000円の増となっております。

次に、歳出の内訳につきまして、主なものを右端の説明欄に沿って御説明いたします。

1人件費は省略しまして、まず、2法制管理費です。主に条例や規則の審査、県広報の発行などに要する経費のほか、公益法人の変更認定等の審査や行政不服審査に係る経費です。

内訳について、まず、公益認定等審議会委員報酬ですが、これは法人の公益性の認定の審査等を行う審議会の委員報酬です。

次に、行政不服審査会委員報酬ですが、これは行政不服審査法に基づく審査請求に対しまして、審査庁の判断の妥当性を審査する審査会の委員報酬です。

次に、例規情報総合システム等保守管理委託料ですが、これはパソコンで条例規則等の閲覧、検索等を行うとともに、国の法律等の改正も確認ができる例規情報総合システムの運用に要する経費です。地方自治法関係に加えまして、地方財政法や地方公務員法の逐条解説、行政実例などを閲覧、検索することができまして、在宅勤務時でも多くの重要な法令等のチェックが可能となっております。

次に、宗教法人管理システム運用保守委託料です。これは県内に約2,800あります宗教法人の基本データや規則等を管理する宗教法人管理システムの運用に要する経費です。

1つ飛ばしまして事務費です。条例規則などを登載しております高知県公報を県のホームページに掲載するために要する経費のほか、旅費や需用費等を計上しております。

次に、2ページをお願いします。3訴訟費は、県が当事者となる訴訟に関する経費や法律相談員の弁護士に関する経費です。まず、訴訟事務委託料ですが、これは、県が訴えられた際の訴訟事務の処理を弁護士に依頼するときに支払う着手金です。

1つ飛ばしまして事務費ですが、これは県が訴えられた訴訟事件が終結したときに、弁護士に支払う報償費と、法律相談員の弁護士4名への法律相談に対する報償費を計上しております。

次に、4 文書情報費ですが、まず、公文書開示審査会委員報酬は、公文書の開示請求に係る実施機関の決定に対して審査請求があった場合、実施機関からの諮問を受け審査する審査会の委員報酬です。

次に、個人情報保護審議会委員報酬は、個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くための審議会の委員報酬です。

次に、公文書管理委員会委員報酬は、公文書管理条例に基づきまして、保存期間が満了した公文書の公文書館への移管や廃棄等について諮問を受け、審査を行う機関の委員報酬です。

次に、文書情報システム運用保守委託料ですが、これは職員が行う文書の起案や保存などの一連の文書事務のほか、電子決裁にも対応する文書情報システムの運用保守等を委託するものです。

次に、公文書管理業務委託料ですが、これは当課が所管をします集中管理倉庫における公文書の受入れや貸出し、整理保存等の業務を委託するものです。

次に、行政機関等匿名加工情報作成委託料ですが、これは個人情報の保護に関する法律により、毎年度実施することとされました行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案の募集に応じ、事業者から提案があった場合には、県が保有する個人情報ファイルの情報を特定の個人が識別することができないよう、また個人情報を復元することができないように、匿名加工する業務をアウトソーシングするものです。

1 つ飛ばしまして事務費ですが、これは会計年度任用職員の事務費や職員の旅費のほか、審査会の開催に要する経費を計上しております。

次に、5 公文書館管理運営費です。まず、公文書館管理委託料ですが、これは清掃や空調、消防等の設備機器の保守、警備業務など、施設の維持管理に必要な業務を委託するものです。

3 ページをお願いします。公文書館事業委託料です。これは公文書館が受け入れる公文書の薫蒸、戦前の歴史公文書等の複製物の作成や、展示に係るパネルなどの作成を委託するものです。

1 つ飛ばしまして事務費ですが、会計年度任用職員の雇用に係る経費や光熱水費、歴史公文書の整理保存等に要する経費などを計上しております。

続きまして、条例その他議案につきまして、御説明します。4 ページをお願いします。法務文書課からは4 件、提案しております。

まず、高知県公告式条例の一部を改正する条例議案です。地方自治法の一部改正によりまして、条例の公布の際に首長が行う署名について、従来の自署に加えて電子署名による方法でも実施することができるよう規定が整備されたことを受けまして、本県においても

条例公布の際の知事の署名に電子署名を用いることができるよう、必要な改正を行おうとするものです。

これは従来の自署を排除するものではなく、必要に応じて自署と電子署名を使い分けることを可能とするものです。電子署名が可能となることで、例えば、災害時などの人の移動が制限される状況であっても場所を問わず、リモートで交付手続を行うことが可能となりますので、迅速な条例交付が可能となります。

施行日は、公布の日としております。

次に、5 ページをお願いします。高知県行政手続条例の一部を改正する条例議案ですが、行政手続法の一部改正により、行政庁が不利益処分をしようとするときに、その名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞の通知について、公示事項をインターネットにより、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法をとることが可能となりますことから、県の条例においても同様の対応をしようとするものです。

これまで公示の方法は、掲示場に書面を掲示して行う方法に限定をされていましたが、今回の改正によりまして、インターネットによる方法を可能とし、時間や場所にかかわらず、必要な情報を確認することができるようにすることで、利便性の向上を図ることとしております。なお、利用者の利便性、デジタルデバインドへの配慮の観点から、従来の掲示場で書面を掲示する方法も継続して行うこととしております。

施行日は、行政手続法の改正と合わせまして、令和 8 年 5 月 21 日としております。

次に、6 ページをお願いします。高知県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例議案です。

公益信託に関する法律の施行によりまして、高知県公益認定等審議会の諮問事項に「公益信託」が加わることに伴いまして、同審議会の委員に関する規定に「公益信託に関すること」を追加するなど所要の改正を行うものです。

施行日は、公益信託に関する法律の施行日と同日の令和 8 年 4 月 1 日としております。

次に、7 ページをお願いします。須崎斎場運営一部事務組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案です。行政不服審査会の事務について、令和 7 年 10 月 24 日に設立されました須崎斎場運営一部事務組合から、令和 8 年 4 月 1 日からの事務の委託の申出がありましたので、規約を締結するに当たりまして、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものです。

以上で、法務文書課の説明を終わります。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 電子署名と、掲示の 2 つの条例議案について、県民への周知はどのようにされるのか教えていただけますか。

◎梶原法務文書課長 法律の改正に伴いまして、条例も改正しようというものですので、

基本的には条例改正を高知県の公報に登載して行うことによりまして、県民の方々に周知が図られるものと整理をしております。

◎岡本委員 公報だけですか。それともホームページで知らせるとか、パソコンでやる人は、ホームページを結構見てるじゃないんですかね。そんなものは利用するつもりはないがですか。

◎梶原法務文書課長 一義的には県民の方々に広くサービスを提供するという観点で言いますと、例えば、課のホームページを活用して周知を図ることがあります。公告式条例につきましては、知事の署名に係る分ですので、まさに県庁内部におきまして、条例の交付を行うその手続に関するものですので、基本的には条例の中で改正をし、公報によって、皆さんに周知がなされたものと考えます。

◎岡本委員 せっかく電子でやるわけですからね。なるべく多くの人に知ってもらうことが大事やと思いますので、ぜひそういう取組もお願いしたいと思います。

◎戸田副委員長 7ページ、左下の規約締結団体のところ、須崎市、土佐市、津町になるので津野町と思います。

◎梶原法務文書課長 申し訳ありません。

◎田中委員長 訂正していただくように。

以上で、法務文書課を終わります。

〈行政管理課〉

◎田中委員長 次に、行政管理課の説明を求めます。

◎別府行政管理課長 当課からは、予算議案2件、条例議案2件、その他議案1件の合計5件を御説明します。

まず、令和8年度当初予算を説明します。当課の令和8年度の歳出予算の総額は、本年度の欄に記載のとおり15億8,024万4,000円で、前年度と比べ3億2,384万9,000円、25.8%の増額となっております。主な内容につきまして、右端の説明欄に沿って説明します。

1 一般管理費は、当課が一括して予算計上しております知事部局全体の職員の時間外勤務手当等です。こちらは12億8,885万8,000円としており、前年度の当初予算と比較して2億7,811万6,000円の増額となっております。時間外勤務手当については、例年、知事部局の職員の給与の年額に8.8%を乗じた額を当初予算に計上をいたしまして、時間外勤務の実績等に応じて12月議会に補正予算をお諮りしておりますが、来年度につきましては、年間の執行見込額を当初予算で一括して計上しております。令和8年度は、時間外勤務手当の割増率を時限的に125%から150%に引き上げることとしておりますが、一方で、時間外勤務の縮減、長時間労働の是正に取り組むことで、時間外を17.6%減することを目標としまして、時間外勤務手当の額は、令和7年度の決算額と同程度とする予算を一括して計上しております。

3 行政管理費のうち設計等委託料は、場所や紙にとらわれない多様な働き方を推進する取組として、執務室のスマートオフィス化に向けたレイアウト等の設計を委託するものです。

働き方改革推進事業委託料は、今年度、株式会社ワーク・ライフバランスと働き方改革に関する協定を締結し、同社の支援を受けながら時間外勤務の縮減に取り組んでまいりました。来年度もこの取組を継続することとし、幹部職員などトップレベルで業務の見直し等を検討する会議や、管理職研修などによる業務等を委託しようとするものです。

事務費の主なものは、知事部局の職員の赴任旅費や障害者ワークステーションにおける会計年度任用職員のスタッフ14名、支援員4名の報酬、共済費などです。

4 外部監査費は、地方自治法の規定により都道府県に義務づけられております包括外部監査に関して、委託料の上限額を計上しているものです。これまでの決算額等を踏まえ、今年度と同額の1,100万円を計上しております。なお、来年度の包括外部監査契約の締結に関する議案については、後ほど、その他議案として説明します。

当初予算に関する説明は、以上です。

続きまして、2ページ、令和7年度の補正予算です。歳出につきまして、469万5,000円の減額補正を計上しております。こちらは、障害者ワークステーションのスタッフとして、当課で雇用している会計年度任用職員の報酬、共済費などについて、勤務の実績に基づき減額補正をお願いするものです。

次に、当課所管の条例議案につきまして、説明します。

まず、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例議案です。

1 条例改正の目的は、本県の特別職の報酬等の額及び退職手当の支給基準を審議するための高知県特別職報酬等審議会において、特別職の報酬等の月額について引上げ改定を行うことが適当との答申がありました。

これを踏まえ、議会の議員の報酬の額並びに知事、副知事、教育長の給料の額を改定することとし、これらの職の改定に併せて見直すこととしている地方自治法第203条の2第1項に規定するものや出頭者、鑑定人等に支給する報酬の額を改定しようとするものです。

対象条例は、記載の4条例です。

3 改正内容は、まず（1）特別職報酬等審議会の審議対象の特別職の報酬等について、審議会の答申では、前回、特別職の報酬が改定された平成22年4月1日以降の幹部職員、具体的には部長級の職員の給料月額の改定率7.52%を乗じて、特別職の報酬月額を引き上げるよう答申がありました。現在の報酬額に7.52%を乗じた上で、報酬額は1万円単位としているところですので、1万円未満の端数を切捨てをいたしますと、知事が131万円で9

万円の増、副知事が101万円で7万円の増、教育長が84万円で6万円の増、議長が97万円で7万円の増、副議長が88万円で6万円の増、議員が83万円で6万円の増となり、平均の改定率は7.55%となっております。

続きまして、これらの特別職の報酬改定に連動して、報酬を見直す職について説明します。なお、それぞれの報酬額の改定については、過去の見直しの際と同じ算定方法で改定をしようとするものです。

まず、(2)同審議会の審議対象外の常勤の特別職の報酬額の改定です。対象の職は、人事委員会委員と監査委員です。現行の報酬額に、先ほどの1で御説明しました平均改定率7.55%を乗じまして65万6,000円、4万6,000円の増額となり、改定率は7.54%となっております。

次のページをお願いします。(3)地方自治法第203条の2の委員等の非常勤の特別職と、右下にあります(4)出頭者、鑑定人等の職について、まず最初に、先ほど御説明いたしました平均改定率の7.55%を乗じて改定する職の説明をします。

(3)地方自治法第203条の2の委員等のうち、別表第1関係ア月額報酬にあります委員長、監査委員、委員。資料右側の別表第2関係の専門委員、附属機関の委員等、精神保健指定医、その下にあります別表第3関係の統計調査員、男女共同参画苦情調整委員などの職につきましては、平均改定率の7.55%を乗じて算定をしております。

なお、資料左側の中ほどに米印で記載をしております議会の議員の中から選任された監査委員につきましては、非常勤の監査委員の報酬額の2分の1としております。

次に、平均改定率7.55%を乗じるものと異なる算定方法としている職について、御説明をいたします。資料左側、中ほどにありますイ日額報酬のものについて、まず、委員長、会長の職については、前のページで御説明いたしました常勤の監査委員の報酬月額65万6,000円を1月当たりの実勤務日数である21日で割戻した額としております。

その下の委員の職については、委員長、会長の改定後の報酬額であります3万1,000円の額に、別表第1関係の委員長の改定後の報酬額22万4,000円に対する委員の改定後の報酬19万4,000円の割合を乗じ、2万7,000円としております。

次に、右下(4)出頭者、鑑定人等です。こちらの土地収用法の規定による参考人鑑定人の日額報酬は、別表第2関係の附属委員の委員等の報酬の改定率を用いて算定をしております。

最後に、施行日につきましては、令和8年4月1日から施行したいと考えております。

次のページです。続きまして、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案についてです。条例改正の趣旨は、国家公務員等の旅費支給規程の一部改正を考慮し、職員の転居費について、家財を運送する際に運送業者と宅配便等の両方を併用した場合に、転居費として支給できるよう算定方法を追加しようとするものです。

条例改正の内容といたしまして、新旧対照表に記載をしておりますが、現在の条例の転居費の算定においては、国の取扱いに準じまして運送業者が家財の運送を行う場合、または宅配便等で家財を運送する場合、このいずれかの額を支給することとしております。今回、国において両方の手段を併用して運送した場合に、両方の額を支給できるよう改正が行われますので、本県においても同様の改正を行おうとするものです。

施行日については、国同様に令和8年4月1日としております。

最後に、包括外部監査契約の締結に関する議案について、説明します。

この議案は、地方自治法で実施が義務づけられております包括外部監査について、来年度は、4の契約の相手方にありますとおり、弁護士の中内大河氏と契約しようとするもので、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、議決をお願いするものです。

3契約の金額は、当初予算の説明で申し上げましたとおり1,100万円を上限額としております。なお、本年2月2日付で、監査委員から中内弁護士と包括外部監査契約を締結することについて、異議のない旨の御意見をいただいております。

行政管理課からの説明は、以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎岡田（竜）委員 議員報酬のところで少しお聞きしたいんですけど、議員報酬に限らず、いろんなほかのところも上げるということで、連動してることだと思うんですけども、審議会から答申があって、その中でお聞きしたいのが、県民がどのように捉えるかっていうところで、行政が物価高対策を講じていても、物価高で苦しんでいるところがある状況で、県民の所得はどのような状況かも踏まえて、実際、今の高知県議会議員の報酬が全国の県議会の中で、どれぐらいの順番にあって、例えば、県民の所得は、どれぐらいの順番にあるのかも1つの考える指標になるのかなと思うんです。

あと、所得の上昇率がどれぐらいであるとか、そういった何か材料をいただけたらありがたいんですけども。

◎別府行政管理課長 まず、県民の所得の部分です。県民の所得については、県職員の給与を改定する際に県民の所得を確認して、その変動に応じて職員の給与の改定を行っております。

調査は昨年、人事委員会が実施しておりまして、民間の給与が3.26%上がったのが去年の実績でして、それに応じて、まず県職員の給料が改定されております。今回の特別職の報酬等審議会は、必要に応じて知事が委員会を開いて、意見を問うものになっておりまして、まず、比較するのが、委員がおっしゃったとおり、県民がどうかがありますので、県民の方の所得が反映された職員の給与をベースにして、まず議論を開始するのが一般的な形になっております。

先ほど申し上げました平成22年の4月が最終の改定ですので、16年間特別職、議員も含

めて据置きの状態でありましたので、その16年間の積み上げの改定率を見たときに、先ほど部長で7.55%と話をしましたが、職員でいきますともう少し割合が高くて8.43%でした。審議会の中でもその率を少し御提案したところ、委員の皆様から、先ほど岡田委員から指摘もあったとおり、上げ過ぎるのはどうなのかという御意見もありました。

その中で、これまでの職員の給与の改定は、比較的若年層、新採の方や30歳ぐらいの方々をベースに上げてきた部分が大きかったので、比較的年齢の高い方々は、もうちょっと率が低いんじゃないかという意見がありまして、知事に比較的近い立場である部長級の職の改定率を使いましょうというところで、先ほどの7.52%と、一定、職員とか県民と比べると少し低めの形で議論をいただきまして、答申をいただいたところです。

◎岡田（竜）委員 最初の質問でお聞きもしました、お持ちであれば、その順番を。

◎別府行政管理課長 従前全国で、議員は44位でしたけれども、今回の改定で6万円上げたことで、21位というところで中位です。

◎岡田（竜）委員 県民の所得の順位も、もしお持ちであれば。

◎別府行政管理課長 手元に資料がありません。

◎岡本副部長（総括） 1人当たり県民所得の順位は、最新では、たしか42位だったと思います。

◎岡本委員 今回の議員の報酬値上げで、16年間値上げしていないという点で評価もできるんですけども、イラン戦争で県民とか国民の暮らしが本当に大変な状況の中だと思うんです。一つお聞きしたいのは、高知県自身もこれから賃上げの予算をつけていこうという状況の中じゃないですかね。そういう状況の中で、2回の審議会が開かれたと言われていましたけれども、今、岡田委員からもそれに関連する質疑もされたことですが、県民の状況については、どのような議論がなされたのかについて、分かれば教えていただけますか。

◎別府行政管理課長 報酬等審議会が、いわゆる知事をはじめとした職責に対応する報酬月額を決める会として、1つは職責に応じた報酬額をしっかりと決定すべきではないかという意見がありました。

もう1つ、委員からもお話しいただいたとおり、県民がなかなか苦しい状況にあるよねという話もありまして、ただ一方で、必要な職責の方はしっかり上げて、それで先導していく姿勢も必要なんじゃないかという御意見もありまして、最終的に委員の総意として、引上げが適当ではないかという御意見をいただきました。

◎岡本委員 じゃあ、その審議会では、県民の状況も踏まえた上での判断だったということよろしいでしょうか。

◎別府行政管理課長 さようです。

◎中根委員 全国で見て県民所得が42位で、議員は今44位、改定すれば、21位になると。

なかなか全体を上げるのは大変なことだなと思って、やっぱり議論の中で検討された委員の中からも県民所得との状況を見れば、その特別職だけをぐっと上げていくのはどうなのというお話があったというのは、そうだろうと納得するんですよね。ある意味、特別職を引上げて全体を引上げていくという考え方があるかもしれないけど、特別職ですから、県民所得や県職員の所得を引上げて、最後に特別職は上げていくという考え方だってあるなど。私は、県民感情からして、今回の引上げが本当に妥当なんだろうかと心配をしています。そういう心配も議論の中であったことはお聞きをしましたので、この件については、慎重にしなければいけないんじゃないかなという思いが拭えないでいます。意見です。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、行政管理課を終わります。

〈人事課〉

◎田中委員長 次に、人事課の説明を求めます。

◎安藤人事課長 当課の令和8年度当初予算につきまして、主なものを御説明します。

4 人事費の本年度の欄ですが、令和8年度の人事課の予算額は4億2,240万3,000円となっており、本年度と比較しまして、3,300万円余りの減となっております。

では、一番右の説明欄に沿って御説明をいたします。

2 人事管理費は、職員の任用をはじめとする人事管理や倫理の確保のほか、県功労者表彰及び叙位叙勲といった栄典事務に要する経費です。

上から4つ目の総合人事システム再構築等委託料は、職員情報を管理しております総合人事システムの運用保守に要する経費です。この総合人事システムにつきましては、昨年度から令和12年度末までの7年間の複数年契約を行っておりまして、昨年度と本年度でシステムの再構築を行い、来年度以降はその運用保守を行う内容となっております。

安否確認システム運用保守委託料は、災害発生時の職員の安否確認を行うシステムの運用保守に関する経費です。

次のページです。3 人事企画費の2つ目、研修費は、国や民間企業などへ派遣しております職員の旅費や宿舍の借り上げなどに要する経費です。

4 人材育成費は、職員研修等に要する経費でして、1つ目の職員能力開発センター清掃等委託料は、職員研修を実施しております職員能力開発センターの清掃や警備などに要する経費です。

次の職員研修管理システム保守管理委託料は、職員研修の受講の受付や受講履歴の管理を行うシステムの保守管理に要する経費です。

次の職員研修等委託料は、職員能力開発センター等で実施しております職員研修につきまして、外部委託をしておりまして、その実施に要する経費です。職員研修の内容としましては、新規採用職員から所属長までの階層別に行う研修や、人事考課の考課要素ごとに

重点的に能力開発が行える研修などを実施しておりまして、来年度は全部で90の研修を行うこととしております。

5 皇室関係費は、今年10月に開催されますよさこい高知文化祭へ、皇室の方の御臨席が見込まれておりますことから、その対応に係る経費です。

会場設営等委託料は、皇室の方に本県の特産品等を御紹介するための物産展示や、お立ち寄り先に設置します救護所の設営等に係る経費です。

アルバム作成等委託料は、皇室の方に献上します記念アルバムや記念誌の作成に要する経費です。

当初予算につきましては、以上です。

続きまして、令和7年度補正予算について御説明します。4 ページです。左から3 列目補正額の欄にありますとおり、今回800万円の減額補正をお願いしております。

右端の説明欄ですが、研修費ということで、先ほど御説明いたしました国や民間企業などへ派遣しております職員の旅費や宿舍の借り上げなどに要する経費ですが、このうちの旅費について減額をするものです。

具体的には、自治体国際化協会、通称C L A I Rへ職員を派遣しておりまして、この職員が今年からC L A I Rのニューヨーク事務所へ勤務しております。その滞在に係る経費を旅費で支弁をしておりまして、旅費の規定額満額で予算措置をしておりましたが、実際に契約したニューヨークでの家賃が、この旅費の規定額を下回ったことから減額するものです。

当課からの説明は、以上になります。

◎田中委員長 質疑を行います。

(なし)

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、人事課を終わります。

〈職員厚生課〉

◎田中委員長 次に、職員厚生課の説明を求めます。

◎黒岩職員厚生課長 最初に、令和8年度一般会計当初予算案の概要について、御説明いたします。資料1 ページを御覧ください。歳出の主なものを御説明いたします。

職員厚生課の令和8年度当初予算は総額で27億2,742万2,000円で、前年度と比較しますと5億2,788万4,000円、約24%の増となっております。主な要因は、退職手当の増額によるものです。これは、定年年齢の段階的な引上げに伴い、来年度は定年のある年となるため、定年退職者に要する手当を計上したことによるものです。

それでは、主な内訳につきまして、右側の説明欄に沿って御説明いたします。

まず、1 人件費のうち3 つ目の地方公務員災害補償基金負担金は、公務災害や通勤災害

に遭った職員に対して、医療費等の補償費を給付する制度の原資として、職員の給与総額の一定割合を負担するものです。

次の公務災害補償費は、会計年度任用職員など、地方公務員災害補償基金の補償対象としない職員が公務災害等で被災した場合の補償費を計上しております。

次に、2 ページを御覧ください。2 退職手当です。上から 3 つ目の退職手当24億5,093 万円につきましては、知事部局などの退職者に対して支給するもので、令和 8 年度は、2 年に 1 度の定年退職者を含め、合計171名分を見込んでおります。定年退職者のなかった本年度より退職見込みの人数が増加することから、当初予算比で約 5 億9,000万円の増額となっております。

次に、1 つ飛ばしまして 3 恩給及び退職年金は、昭和37年の地方公務員の共済年金制度の発足前に退職した職員及び遺族に対して恩給法に基づき支給するもので、令和 8 年度は 23名分を見込んでおります。

次の 4 職員福利厚生事業費は、職員の保健や元気回復を図ることを目的として、高知県職員レクリエーション事業実施委員会が実施する球技大会などの事業に対して、助成を行うための経費等です。

次の 5 福利厚生施設整備費は、県職員住宅の管理や維持修繕などに要する経費です。

まず、職員住宅管理委託料は、県職員住宅の維持修繕や管理業務などを高知県住宅供給公社へ委託するものです。来年度は、有効期間が 8 年と定められております量水器の取替え工事及び令和 9 年度の蛍光灯生産終了に備えた L E D への更新工事を予定しております。

次の設計等委託料は、須崎市赤崎町と高知市神田にある職員住宅の生活排水処理工事の実施設計委託に要する経費です。

次の改修工事請負費は、本山町の職員住宅の合併浄化槽改修に要する経費を計上しております。

3 ページを御覧ください。6 職員健康管理費は、職員の心と体の健康づくりを推進するための経費です。

まず、職員健康診断等委託料は、一般健診、がん検診、特殊健康診断などの健診の実施や結果の通知、保健指導などの業務を健診機関に委託するものです。

2 つ飛ばしまして、健康管理費負担金は、地方職員共済組合高知県支部が実施する人間ドック事業に対しまして、費用の約 4 割を県で負担するものです。なお、この負担金の相手方である地方職員共済組合高知県支部の支部長は知事であり、民法で定める双方代理による契約となります。契約の効力を有効なものとするため、予算案を審議していただく中で、あらかじめの許諾をいただけますようお願いいたします。

最後の事務費は、主に安全衛生やメンタルヘルス職員研修、健康相談事業などの経費です。メンタルヘルス対策につきましては、職員の心と体の健康づくり計画に基づき、早期

発見、早期対応ができる体制づくりと働きやすい職場づくりを進めております。本年度は、本庁、出先の155所属で実施されました職場ドックのほか、当課スタッフと専門の精神科医や産業カウンセラーが連携して実施する相談事業といった取組を続けてまいります。

令和8年度当初予算の説明は、以上です。

続きまして、4ページを御覧ください。令和7年度の補正予算の歳出につきまして、右の説明欄に沿って御説明いたします。

1退職手当につきましては、定年前の60歳や61歳での退職者や、普通退職者が見込みを上回ったことなどにより、3億1,993万5,000円の増額を行うものです。

次の2福利厚生施設整備費の改修工事請負費は、職員住宅の合併浄化槽改修工事について、工事内容の変更による減額補正をするものです。

次の3職員健康管理費の健康管理費負担金は、人間ドックの受診者数が見込みを下回ったことにより723万円の減額を行うものです。

次の衛生管理者講習会等負担金は、講習会の受講者数が見込みを下回ったことにより16万8,000円の減額を行うものです。

最後の事務費は、職員研修の講師謝金が見込みを下回ったことにより減額を行うものです。

職員厚生課からの説明は、以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎岡田（竜）委員 決算のときにもお伝えした細かいところの話です。ハチ毒アレルギー抗体検査委託料、これ職務の中で非常に危険な業務もあるところで、健康診断をして悪いところがあってどうこうという部分は御自身のことですが、このアレルギー抗体の検査をして危険な状態やなということであれば、エピペンの携行はもう必須だと思ってます。そこまでの支援がこの予算の中に含まれてるか教えていただいていいですか。

◎黒岩職員厚生課長 この予算には、エピペンの経費は含まれておりません。

◎岡田（竜）委員 そのお考えを教えていただいていいですか。

◎黒岩職員厚生課長 エピペンは自己注射型の治療補助剤なんですけれども、医師の処方箋で個人に対して出されるものになりますので、基本的には個人で処方を受けて管理するものかなと考えていることと併せまして、この抗体検査をしてアレルギーのリスクが高いということであれば保険適用もありますので、保険適用とされるものに対してまで経費で見込むことはしておりません。

◎岡田（竜）委員 仕事の中で危険な業務に携わられるわけですので、保険が適用するしないではなく、そういったところまでしっかり面倒を見るといいですか、そういう姿勢は見せていただきたいと思ってますので、要請で伝えさせてください。

◎岡本委員 福利厚生施設整備費です。当初予算にもあり補正で減額もあります。当初予

算の中身で、十分に予算計上されているのかどうなのか教えていただけますか。

◎黒岩職員厚生課長 補正で工事費の減額をしております。こちらは設計時には浄化槽をつくるときに、土留め用の鋼矢板を2基分計上していたんですけれども、それを工事期間中で順番に使うことで節約できることが分かりましたので、その分を減額しております。

◎岡本委員 1,500万円は、工事変更としたら結構大きいですね。それは妥当、そこまで深くは追求しませんけれども。福利厚生は結構大切なことだと思うんです。やっぱり当初予算で職員の要望にきちっと応えられた中身になっているか、まだいっぱい要望があるにもかかわらず、今年度はこれだけしか出せませんよという中身なのか教えてください。

◎黒岩職員厚生課長 限られた予算の中で、安全面も含めて優先順位をつけながら、計画的に工事も含めて実施することとしております。

◎岡本委員 なら、まだまだ要望があるという判断でよろしいですね。福利厚生は大切なことですから、ぜひ要望に応えられる予算要望をしてください。

◎中根委員 メンタルヘルス対策についてお伺いしたいと思っていまして、今、働き方改革で残業もなるだけ減らしましょうとか、いろんなことはしているんですが、メンタルで休まれている方たちは、たくさんいると認識をしています。そこに、今、働き方改革の中でもペーパーレスで、とにかくパソコンに向かって仕事をすることがやっぱり多くなっていると思うんです。そんな中で、意思疎通や様々な点でメンタルヘルス対策として、何かこれまでにないことをやろうとしているのかどうか、その辺りはどんな工夫が対応の中でできているのか、お聞きしたいんですけど。

◎家保職員厚生課職員健康推進監 委員おっしゃったように、メンタルヘルス問題は非常に重要な課題だと思ってます。特に、VDTやパソコン等の業務が増えてますので、事前チェックとしてのVDT検診等は100%受診に向けて取り組んでおりますし、きちっとリスクの高い方については、私のほうでチェックしながら事前に対応を取っているところです。

ただ、この問題はかなり前から取組がなされておまして、新たに対応するところが正直なかなか見つかってないところですので、できるだけ早期に発見して早めに対応する。それから、目とか、それから当然VDTの場合は腰とかいろんなところでですし、そういうメンタル面での部分の知識普及とか地道に取り上げていくしか、なかなか決定打がないのが現状だと思っております。

◎中根委員 これまでも職場の環境、机の配置を変える、それだけでメンタル面で随分違ったんだという報告も受けて、随分いろんなところで細かい努力をされてるなと思ってきましたけれども。私たちもこのタブレットになって、これを1日ずっと見てると本当に目が疲れるとか、いろんなことを体感しています。ですから、職場環境を整える中に、例えば、タブレットをどのくらい見れば、どのくらい目に対する休息を取るとか、そういう具体的なことも新たに入れていっているのかなと思ってお聞きをしました。新たなことではな

いとおっしゃるけど、私の体感としては、何か新たな事が起こっているみたいな気もしましたので、ぜひ全体を見ながら、いろんなことに取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょう。

◎家保職員厚生力職員健康推進監 県庁職員の業務としては、V D Tを四六時中、8時間継続して見る業務はほとんどありませんので、いろいろ考えながら取り組むところですので、適宜V D Tの画面以外も見ながら、また、間で他の業務をすることで、改善もされる部分、負担軽減につながる部分があるかと思いますので、そういうところについては、職員の皆様への情報提供等を積極的に取り組んでいきたいと思います。

◎中根委員 本当に部署にもよって、いろんな状況があると思いますので、ぜひ担当課としても頑張っていただきたいと思います。

◎田中委員長 4ページの補正の健康管理費負担金で、共済組合支部への負担金で723万円減額になってると思うんです。来年度の当初予算案では3,000万円何がしですが、この補正での減額の中身を具体的に教えていただけませんか。

◎黒岩職員厚生課長 こちらは人間ドックの負担金になります。当初の見込みから実際の人間ドックの受診者が減ったということなのですが、こちらは令和6年度から会計年度任用職員も人間ドックの対象となっておりまして、会計年度任用職員の受診率が想定より低いことが、ここ2年間やって見えてきたところになります。それを踏まえて、来年度予算は修正をして積算をし、見積りを御提案しております。

◎田中委員長 額というよりも、法的に一定健康診断をするべきだと思います。そういった意味で、来年度、しっかり勧奨をしていただくように努めなければならない立場だと思うんです。民間も含めてそうなんですけど、やっぱりこの年1回の法的な健康診断は大事だと思ってますので、そういった視点で、逆に減額の額というよりも取り組んでいただきたいという思いで、お伝えをしました。

◎黒岩職員厚生課長 こちら人間ドックの負担金でして、人間ドックを受けない職員は健康診断を受診しております。そちらは別の委託料で計上しておりますので、全員が適切に健康診断はしています。人間ドックの勧奨もしております。

◎家保職員厚生課職員健康推進監 健診の種類としては、人間ドック、それから個別の健診があります。きちっと受診の有無については確認をしておりますし、精密検査等が必要であれば、そこのフォローも当課としてきちっと行っておりますので、額の問題というよりは、フォローとしては確実に実施しております。

◎加藤委員 職員の住宅の御説明がありましたので、利用状況を少し御説明いただけますでしょうか。

◎黒岩職員厚生課長 職員住宅については、利用状況は入居率で言いますと、大体70%ほどになります。年度当初から秋口ぐらいまではそれぐらいできて、現在は年度末に向けて

退去をする職員もいますので、直近では67%ぐらいの入居率になっております。

◎加藤委員 建物によってまばらだと思うんです。古くなった建物は、人気がなくなって入居率が低かったりとか、新しくリフォームしたところにはしっかり入ってくれたりとか、そういう場所によって、あるいは築年数によって、入居率もばらつきがあると思うんですけれども。一定、民間の水準に追いつくぐらいの設備、リフォームはしていただいているかと思いますが、そこら辺りはどういう状況でしょうか。

◎黒岩職員厚生課長 職員が退去をする際には状況を確認をして、必要な修繕を行っております。また、議員おっしゃったとおり、入居率のばらつきとか、古さ新しさそれぞれありますけれども、一定入居率が低いところについては集約化も図りながら、入居率を高めるようにする宿舎については、できるだけ修繕もして、設備の更新もしていくようにしております。

◎加藤委員 長寿命化の計画をつくって、更新もしっかり考えてやってらっしゃると思いますが、特に心配するのは、単身世帯は昔からそんなに変わってないと思うんですけど、御家族をお持ちの世帯の民間のマンションでも、やっぱり昔はリビングのダイニングがすごく狭かったけど、今はもう広くて、キッチンも狭くて、男子厨房に立ち入るべからずの時代からオープンな、カウンターキッチンとか、非常に開けたキッチンになってきてますんで、そういう御家族の入る宿舎は、ぜひ積極的にそういう環境も意識してリフォームもやっていくことが大事なのかなと思いますけど、その辺りはどんなふうに気に掛けていらっしゃるのでしょうか。

◎黒岩職員厚生課長 予算の範囲の中でやっていくことにはなりますけれども、特に郡部、高知市以外の民間の賃貸住宅が少ない地域については、一定、居住性も加味しながら管理をするようにしております。

◎加藤委員 最後にしますけど、やっぱり人手不足が時代とともに進んできて、非常に民間は福利厚生を充実をさせてきている状況だとも伺ってますし、また、そういうことに県庁も対応していただきたいなと思いますので、取捨選択というか、しっかり戦略的に残す施設と、そうじゃない施設と、入居率、築年数を見ながら、さび分けしていくことも大事だと思います。やっぱり、そういう意味で福利厚生を充実して、県庁に魅力ある職場として、採用にしろ、受けていただく方を増やしていくのも、また一つの大事な視点かなと思いますので、そういう面でもまた計画的に充実を図っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、職員厚生課を終わります。

〈税務課〉

◎田中委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎後藤税務課長 初めに、第1号議案令和8年度一般会計当初予算について、御説明を申し上げます。資料の1ページをお願いします。

まず、歳入予算ですが、一番上の行にあります令和8年度の県税収入につきましては、前年当初比で4億2,500万円余りの増となる713億4,400万円余りと見込んでおります。主な税目について、御説明を申し上げます。

まず、上から3行目にあります個人の県民税ですが、賃上げによる雇用者所得の増加や、株取引の活発化などの影響を踏まえまして、前年比で14億4,100万円余りの増となる251億2,600万円余りと見込んでおります。

その2つ下の行の県民税利子割です。金融機関の預金利子等が上昇している状況を踏まえまして、前年比で4億円余りの増となる5億4,600万円余りと見込んでおります。

一番下の行の法人の事業税につきましても、景気の緩やかな持ち直しの動きが続くと見込まれますことから、前年比で8億2,100万円余りの増となる153億4,300万円余りと見込んでおります。

2ページを御覧ください。一番上の行にあります地方消費税ですが、個人消費の緩やかな増加と物価の上昇が続くことが見込まれますことから、前年比で5億2,200万円余りの増となる164億4,600万円余りと見込んでおります。

下から3行目の軽油引取税につきましては、当分の間税率、旧暫定税率が今年度いっぴいで廃止される予定でありますので、前年比でおおよそ半減となります20億1,000万円余りと見込んでおります。

3ページを御覧ください。一番上の行にあります自動車税、こちらは現行の自動車税種別割に相当する税収ですが、来年度は72億600万円余りと見込んでおります。

なお、その下の環境性能割につきましては、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの負担を軽減・簡素化するため、こちらも今年度末をもって廃止される予定であることから、来年度は皆減となるものです。

次に、下から4行目にあります地方消費税等清算金です。地方消費税につきましては、国税である消費税と併せて、各都道府県の税務署等に申告納付されました税収を、消費に関連した基準を用いて、各都道府県間で清算を行うこととされております。また、金融機関の口座所在地の都道府県に納付されます県民税利子割につきましても、インターネット銀行等の利用拡大の状況を踏まえまして、来年度から個人に係る所得金額を基準として、清算制度が導入される予定となっております。

これらの清算を行った結果といたしまして、ほかの都道府県から本県に払い込まれる清算金収入といたしまして、令和8年度は430億8,800万円余りを見込んでおります。

続きまして、4ページを御覧ください。歳出予算ですが、税務費につきましては今年度の当初予算比で1億300万円余りの増となる25億8,900万円余りを計上しております。主な

項目を右端の説明欄に沿って御説明します。

まず、2 賦課徴収費につきましては、県税等の賦課徴収に要する経費として、3 億円余りを計上しております。

このうち、上から2 つ目にあります県税等収納業務委託料につきましては、コンビニエンスストアを利用した県税の収納業務を代行事業者に委託するための経費です。

その3 つ下にあります債権調査回収委託料です。こちらは税外未収金対策といたしまして、県職員では対応が困難な案件の債権回収を促進するため、専門知識とノウハウを有する弁護士に債権回収業務を委託するための経費です。

下から2 つ目にあります地方税共同機構負担金ですが、こちらは地方税に関するポータルシステムである e L T A X 等のシステムの管理運営費用の負担金、また、地方税統一 Q R コードを用いた電子納付に係る共同収納手数料などを、全国組織である地方税共同機構に対して支出するものです。

次の5 ページに移りまして、上から2 行目にあります地方消費税徴収取扱費負担金です。こちらは地方消費税が国税である消費税と併せて税務署等が賦課徴収を行うこととなりますので、税法の規定に基づいて税収の一定割合を国に対して支払うものです。

続いて、上から4 行目にあります3 納税促進費ですが、こちらは税に関する知識の普及啓発活動、市町村や特別徴収義務者に対する交付金などの経費を計上しております。

このうち2 つ目にあります個人県民税徴収取扱費市町村交付金は、個人の県民税の賦課徴収を行う市町村に対しまして、その下の軽油引取税特別徴収義務者交付金は、税の特別徴収を行うガソリンスタンド等の石油販売店に対しまして、それぞれ交付金として支出するものです。

4 の税務電算事業費につきましては、県税の賦課徴収に係る一連の事務をシステム上で処理するため、税務システムの運用保守の委託経費や国から提供される税務データなどを共同処理する経費として1 億9,300 万円余りを計上しております。

このうち下から3 行目にあります税務システム整備等委託料ですが、税務システムの運用保守業務の委託経費のほか、件数の多い自動車税の納税通知書などの帳票の作成や封筒への封入、封緘作業、申告書の入力作業などを外部委託するための経費となっております。

6 ページをお願いいたします。歳出の諸支出金です。

1 地方消費税清算金と、一番下の11 利子割清算金につきましては、先ほど御説明をいたしました都道府県間での清算の結果、本県からほかの都道府県に対して払い込む清算金の支出を計上しております。

7 の県税還付金等支出金ですが、こちらは納付いただいた税金が納め過ぎである場合、また誤って納められた場合に、過誤納金として納税者の方に還付するための経費として一定の額を計上しております。

このほかの各交付金につきましては、税法の規定に基づきまして、それぞれ収入の一定割合を市町村に交付するものです。

以上が一般会計当初予算についての説明です。

続きまして、7ページをお願いいたします。議案第2号令和8年度収入証紙等管理特別会計の当初予算について、御説明します。

こちらは自動車を新規登録する際に課税いたします自動車税につきまして、地方税法等の規定により、納税証紙または証紙に代わる方法により納付することとされておりますため、これに関する経理を本特別会計で区分経理しているものです。

まず、歳入ですが、来年度から自動車税環境性能割が廃止されることに伴い、自動車の登録時に徴収する税額が大きく減収となる見込みです。このため今年度の予算比で7億1,900万円余りの減となる1億6,800万円余りと見込んでおります。

次の8ページが歳出です。歳出につきましては、歳入としてこの特別会計で受入れました全額を自動車税の税収に充当するため、一般会計に繰り出すものです。

収入証紙等管理特別会計の当初予算の説明は、以上です。

続きまして9ページ、議案第24号令和7年度の一般会計補正予算です。

まず、歳入の補正ですが、一番上の行にあります今年度の県税収入につきましては、当初の見込みを上回る見通しとなりましたことから、全体で1億7,300万円余りの増額補正をお願いするものです。

主な税目の増減について、御説明をいたします。

上から3行目の個人の県民税ですが、こちら当初予算の説明でも申し上げましたとおり、雇用者所得の増加や株価の上昇の影響から、主に所得割と株式等譲渡所得割が当初の見込みを上回りますことから、9億4,400万円余りを増額することとしております。

その2つ下の県民税利子割です。こちらは12月議会においても増額補正をお願いしたところですが、1月以降の金利上昇の状況も踏まえ、さらに1億5,400万円余りを増額するものです。

一番下の法人の事業税につきましては、今年度の法人の申告実績などを踏まえまして、2億8,900万円余りを減額することとしております。

次の10ページをお願いいたします。一番上の行、地方消費税につきましても当初の見込みよりも税務署等への申告納税額が伸びなかった状況を踏まえまして、4億9,300万円余りを減額するものです。

一番下にあります自動車税につきましては、自動車の課税件数が減少傾向にあることから1億9,800万円余りを減額することとしております。

次の11ページです。最後の項目にあります地方消費税清算金ですが、今年度の地方消費税の国からの払込み額、また都道府県間での清算額が確定をいたしましたので、実績に基

づきまして16億6,500万円余りを増額するものです。

12ページを御覧ください。歳出の補正ですが、17諸支出金につきましては、今御説明をいたしました県税収入の増減に合わせまして、清算金や市町村交付金について、全体で7億2,800万円余りを増額するものです。

一般会計補正予算についての説明は、以上です。

続いて、少しページ飛びまして14ページを御覧ください。議案第25号令和7年度高知県収入証紙等管理特別会計の補正予算です。こちらは、今年度の自動車税について減収となることを見込むことから、14ページの歳入、15ページの歳出ともに1億4,900万円余りを減額するものです。

最後に16ページを御覧ください。第52号議案高知県税条例等の一部を改正する条例議案です。(1)の趣旨の欄に記載のとおり今回の改正内容は2つあります。

まず、1つ目として、新しい公益信託制度の創設に伴う改正です。公益信託に関する法律の施行により、公益信託の信託財産とするために支出した寄附金を寄附金控除の対象に追加する所得税法の改正が行われましたことから、個人の県民税においても所得税と同様の取扱いとするために必要な見直しなどを行うものです。

施行期日は、法律の施行と併せて令和8年4月1日からとしておりますが、寄附金税額控除に係る適用は令和9年1月1日からとなります。

2点目といたしまして、県税条例に規定する納税証紙を廃止する改正です。現在、自動車の新規登録時における自動車税と狩猟者登録を受ける際に課税をいたします狩猟税、この2つの税については、地方税法において原則として証紙徴収の方法によることとされており、県税条例において県の収入証紙とは別の納税用の証紙を規定しているところです。現在、実務上の手段といたしましては、紙の証紙の貼付に代えて収納計器、スタンプでの押印や現金による納付が行われておりまして、紙の納税証紙を張りつける形での納付は一切行われていない実態がありますので、県の収入証紙の廃止と併せまして、この納税証紙を廃止しようとするものです。

施行期日は、令和8年4月1日としております。

税務課の説明は、以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 当初予算の4ページですけど、債権調査回収委託料です。弁護士にお支払いする489万円ですけども、県民生活もいろいろ大変で納税をできない状況の方も多々あると思う中で、こういう制度があるわけですけども、弁護士を雇わなければならない状況について、どのように認識されているのか。実態を教えてください。

◎後藤税務課長 まず、こちら債権調査回収委託料ですが、先ほども申し上げましたとおり、これ税の徴収ではなくて税外債権の徴収に係る委託経費です。現在庁内の30課にわた

る税外未収金として、令和6年度時点で57の債権で50億円余りの税外未収金があります。こちら税とは違いまして、私債権のようなものについて、県の職員ではなかなか対応が困難な長期的に未収となっているものについて、弁護士に委託をして債権回収を進めようという経費です。

◎岡本委員 これは昨年度どうであったか。昨年度に応じて、今年度どれぐらいあるだろうというのは分かっているわけですか。

◎後藤税務課長 弁護士委託の実績になろうかと思えますけれども、まず、令和6年度は、弁護士に委託した債権の数として53件の債権回収を委託をいたしまして、200万円余りの債権を回収したところです。

今年度ですが、74件の債権を弁護士に委託をいたしまして、見込みといたしましては540万円余りの債権が回収できる見込みです。

◎岡本委員 結構、件数がありますよね。この額で弁護士1人ですか。

◎後藤税務課長 現在は4名の弁護士に、分割して委託をしている状況です。

◎岡田（竜）委員 1点教えていただきたいんですけど、軽油引取税特別徴収義務者交付金、令和8年度は税率の変更がされたんじゃないかなと思ってのんですけども、以前が何%で令和8年度が何%になったかお願いします。

◎後藤税務課長 今年度につきましては、徴収税額の2.5%です。こちらを原則として交付しているものです。令和8年度以降、軽油引取税の税率が変更された後につきましては4.9%を交付することになろうと考えております。

◎岡田（竜）委員 ここも大事なところかなと思ってまして、丁寧に対応していただければと思っています。

◎久保委員 財政課のときに委員長から、揮発油税の暫定税率が12月31日で、昨年廃止されて、その分の地方の減額分について、特例交付金で補填をされた。その後、今年の4月1日から軽油引取税の暫定税率が減額になって、環境性能割もなくなる。結果として、先ほど御説明があったように合わせて、確かに27億円程度、歳入が減額になっていたと思いますけれども、その分を国は、全体の税制の改正の中で補填をするとずっと言われてきてますけれども、その補填については、今のこの見積りの中には入っていないという理解でよろしいのでしょうか。

◎星財政課長 財政課の歳入の説明の中の地方特例交付金の増額の30億円、この中でその点についても計上しているところです。

◎久保委員 財政課のその特例交付金の歳入の中に入ってるということですね。

◎星財政課長 そのとおりです。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、税務課を終わります。

ここで昼食のため休憩とします。再開は午後 1 時とします。

(昼食のため休憩 11時51分～12時58分)

◎田中委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

〈市町村振興課〉

次に、市町村振興課の説明を求めます。

◎小笠原市町村振興課長 当課から説明する議案は令和 8 年度当初予算、令和 7 年度 2 月補正予算及び条例その他議案です。まず、令和 8 年度当初予算です。1 ページを御覧ください。

当課の歳出予算の総額は、一番上の段の 2 総務費にありますとおり10億5,884万円余りとなっており、前年度と比較して 5 億9,295万円余りの減となっております。主な要因としては、今年度執行しました、参議院議員通常選挙の執行に係る経費の減によるものです。

当課の歳出予算は、市町村振興費と選挙管理費、選挙執行管理費に分かれておりまして、まず 1 つ目の市町村振興費について、主な項目を右の説明欄で御説明いたします。

2 行財政運営支援費は、市町村の行財政運営について、適切な助言支援を行うための経費です。

2 つ目の電子計算事務委託料は、普通交付税の算定に係る委託料です。

次のマイナンバーカード普及促進事業委託料は、マイナンバーカードの取得を希望される方で、御自身で取得することが困難な方や、カードの利活用の機会が多いと見込まれる利用者など、カードを未取得の方に対して、カードを取得しやすい環境を提供するため、高齢者施設や病院、税の確定申告会場などで出張申請受付やサポートを実施するものです。

1 つ飛ばしまして、市町村等事務処理交付金は、高知県の事務処理の特例に関する条例などに基づき、市町村長に権限を移譲している事務の処理に要する経費を地方財政法の規定に基づき交付するものです。

次の 2 ページをお願いします。1 つ目のれんけいこうち広域都市圏事業推進交付金は、国が定める連携中枢都市圏の圏域外で特別交付税の措置のない13市町村に対し、れんけいこうち広域都市圏ビジョンに位置づけられた事業の実施に要する経費について、県が支援を行うものです。

次の市町村振興宝くじ交付金は、市町村振興宝くじの収益金を、公益財団法人高知県市町村振興協会に交付するもので、各市町村に対する貸付け事業や、各市町村が共同で行う事業の財源として、活用されております。

次の市町村財政安定化資金貸付金は、佐川町に建設する新たな管理型最終処分場の設置に伴う整備費用の市町村負担分に係る経費の一部に対して貸付けを行うことにより、市町

村の負担の平準化を図るものです。

続きまして、3住民基本台帳ネットワークシステム事業費についてです。

2つ目の保守管理委託料は、住民基本台帳ネットワークシステムの運用保守に係る経費です。

次の本人確認情報処理事務等負担金は、地方公共団体が共同して運営する組織である地方公共団体情報システム機構の本人確認情報の処理事務等に要する経費の負担金です。

続きまして、1選挙管理費について説明いたします。1の選挙管理委員会費は、選挙管理委員会の運営に係る経費です。

次の3ページをお願いします。上から3つ目の2明るい選挙推進事業費は、将来の有権者である小中高校生などを対象にした出前授業や、若者と議員との座談会、参加型学習会などの各種啓発事業の開催に係る経費のほか、公益財団法人明るい選挙推進協会に対する負担金などです。

次に、2選挙執行管理費につきましては、令和9年4月に任期満了となります県議会議員選挙の執行に要する経費です。その内容ですが、下から2つ目の市町村等交付金は、入場券の発行に要する経費やポスター掲示場の設置などに要する経費を市町村に交付するものです。

次の事務費につきましては、投票用紙の印刷など、選挙の管理執行に必要な予算を計上しております。

なお、選挙啓発に係る委託料及びシステムのリース料については、年度をまたいだ執行となることから、5ページのとおり債務負担行為を計上しております。

令和8年度当初予算に関する説明は、以上です。

続きまして、令和7年度補正予算について説明いたします。6ページをお願いします。一番上の2総務費にありますとおり、歳出予算として総額1億2,136万円の減額補正をお願いするものです。主な項目につきましては、ページ右の説明欄を御覧ください。

まず、1行財政運営支援費のうち、マイナンバーカード普及促進事業委託料の86万円余りの減額は、乳幼児健診会場や高齢者施設における出張申請受付やサポートの実施回数が市町村や施設との調整の結果、当初の見込みを下回ったことによるものです。

次に、れんけいこうち広域都市圏事業推進交付金の474万円余りの減額は、市町村において、県外で開催することとしていた移住相談会を、県内の移住体験ツアーへ企画内容の見直し等を行ったことなどによりまして、補助金の減額が生じたことから、交付対象事業が見込みを下回ったことによるものです。

その下の市町村振興宝くじ交付金の1億1,165万円余りの減額は、市町村振興宝くじの売上げ額が当初予算の見込みを下回ったことによるものです。

事務費の139万円余りの減額は、旅費等の減額によるものです。

次に、2 住民基本台帳ネットワークシステム事業費のうち、本人確認情報処理事務等負担金の159万円余りの減額は、負担先である地方公共団体情報システム機構において、前年度に生じた繰越金を元に負担金が再計算され、結果、減額となったことによるものです。

事務費の109万円余りの減額は、住基ネットの代表端末に関わる賃借料の減額によるものです。

令和7年度補正予算に関する説明は、以上です。

最後に、条例その他議案について、御説明いたします。7ページを御覧ください。住民基本台帳法施行条例の一部改正についてです。

現在、住民の方々の利便性の向上と、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムとして、住民基本台帳ネットワークシステムが構築されております。このシステムを利用することで、本来であれば行政手続を行う際に、住民票の写しを提出しなければならないものが省略されるなどの利便性向上につながっているところであります。現在整備されていますこの住民基本台帳ネットワークシステムを利用するためには、住民基本台帳法もしくは各自治体の条例に、利用可能な事務を定めておく必要があります。

そうしたことを踏まえまして、上段の概要欄ですが、今回の条例改正は国が省令改正を行い、利用可能な事務を追加したことによりまして、これまで当県の条例に定めていた事務との重複が生じたことから、その重複部分の削除を行うものであります。

具体的には、中段の総務省令改正①の欄ですが、令和7年7月28日に、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施に関する事務などが、また、その下の総務省令改正②の欄のとおり、令和7年8月16日には、債権管理に関する事務などが新たに国の省令に追加されました。

こうした省令改正を受けまして、右側の条例改正欄ですが、これまでの住基条例に定めて住基ネットの利用を可能としていました事務の、債権管理に関する事務25項目とその他の事務5項目の計30項目が、先ほどの左側で新たに追加された総務省令と重複することになりましたので、今回の条例改正により、それら重複する30項目を条例から削除するものです。

端的に申しますと、住基ネットを利用するための根拠規定が県条例から国の省令に移るということでありまして、何らこれまでの取扱いに変更が生じるといったものではありません。単に項目の重複をなくすための法規定の整備を行うことになります。

以上で、市町村振興課からの説明を終わります。

◎田中委員長 質疑を行います。

(なし)

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、市町村振興課を終わります。

〈管財課〉

◎田中委員長 次に、管財課の説明を求めます。

◎山口管財課長 令和８年度一般会計当初予算案の概要について、御説明いたします。

管財課の１ページをお願いします。歳出について、御説明いたします。主な内容につきましては、右側の説明欄に沿って御説明いたします。８管財費の２管財総務費です。２ページをお願いします。

１つ目の公用車管理システム運用保守等委託料は、公用車管理システムの運用保守に係る経費です。

次の機器保守点検委託料は、今年度から導入しました郵便料金計器の保守点検に係る経費です。郵便料金計器は、郵便物の計量と発送処理を自動で行う機器で、発送した所属別の通数等を自動で集計することができるものです。

１つ飛ばしまして、事務費は会計年度任用職員８名分の報酬や、集中管理公用車６６台の維持管理費の経費などです。

次の３財産管理費は、県有財産の管理や処分等を行うための経費です。

１つ目の船舶等損害保険料は、漁業取締船や浮魚礁など県有船舶等３６件について、事故や災害といった不測の事態に備えるための保険料です。

次の県有施設災害共済基金等分担金は、県営住宅や職員住宅、庁舎など県有施設の火災等に備えるための保険料です。

次の財産管理システム運用保守等委託料は、財産管理システムの運用保守等に係る委託料です。

２つ飛ばしまして、県有資産等所在市町村交付金は、国有資産等所在市町村交付金法に基づきまして、県営住宅や職員住宅など県以外の者が使用する県有財産が所在しております市町村に対して、固定資産税に代わるものとして、固定資産税の標準税率と同じく台帳価格の１００分の１．４に相当する金額を交付するものです。

４庁舎管理費は、本庁舎等の庁舎の維持管理に要する経費です。

１つ目の清掃等委託料は、本庁舎等の清掃業務のほか、一般廃棄物、不燃物等処理業務や害虫等駆除業務などに係る経費です。

次の警備等委託料は、本庁舎等の警備業務をはじめ、駐車場整理業務や永国寺ビルの機械警備業務の委託に係る経費です。

３ページをお願いします。次の設備保守等委託料は、庁舎の空調機をはじめとする機械設備等の保守業務のほか、電気工作物の保安管理や自家発電設備などの保守管理、建築基準法で定める建築物に係る保守点検などの業務の委託に係る経費です。

次の電話料金請求集計システム保守委託料は、所属ごとの電話料金を集計するシステム

の保守管理にかかる経費です。

次の設計等委託料は、本庁舎の照明設備改修工事の監理委託、議会棟の議場椅子等改修工事の監理委託等に係る経費です。本庁舎の照明設備改修工事につきましては、令和7年度から2か年で実施しております工事の2年目に当たるものです。

議会棟議場椅子等の改修工事につきましては、本会議場の議場椅子を設置してから60年余りが経過し、経年劣化していることに加えて、部品の生産終了に伴い、今後破損した際の部品の交換が困難となっていることから、令和7年度に設計委託業務を実施いたしまして、令和8年度に本工事を行う計画をしております。

庁舎管理システム運用保守委託料は、本庁舎執務室、会議室の鍵管理システムと、本庁舎、西庁舎の入退庁管理システムの運用保守に係る経費です。

次に、庁舎営繕工事請負費ですが、先ほど、御説明しました本庁舎の照明設備改修工事と議会棟議場椅子等改修工事の予算を計上しております。このほか、機構改革に伴う執務室の改修や、庁舎設備の維持修繕のための工事費も計上しております。

2つ飛ばしまして、管理費につきましては、本庁舎等の光熱水費のほか、日常的な庁舎の修繕費用などを計上しております。

管財課の令和8年度当初予算額は11億2,418万7,000円となっており、前年度と比較しまして6,184万8,000円の減となっております。

続いて4ページをお願いいたします。続きまして、債務負担行為について、御説明いたします。これは、西庁舎空調設備改修工事実施設計委託に係る経費でして、設計に日数を要することから3,081万円の債務負担行為をお願いするものです。

当初予算案は、以上になります。

続きまして、令和7年度の補正予算について、御説明いたします。5ページをお願いいたします。

8管財費にありますとおり総額6,981万8,000円の減額補正をお願いしております。主な項目につきましては、ページ右側の説明欄で御説明します。

1庁舎管理費の清掃等委託料、設備保守等委託料、職場環境整備委託料、庁舎営繕工事請負費は、それぞれ入札残が生じたことにより減額するものです。

最後の管理費は、本庁舎等における電話料金について、燃料価格の高騰を見込んで予算を計上しておりましたが、その見込みを下回ったことにより減額するものです。

7ページをお願いいたします。最後に繰越明許費の追加について、御説明します。

庁舎管理費の1億4,345万6,000円は、本庁舎照明設備を改修する工事に係る費用です。照明器具の製造元からの導入が遅れましたことにより、工事現場着手も遅延し、年度内の事業完了が困難となったことから、繰越しをお願いするものです。今議会で繰越しの承認をいただきましたら、来年度にかけて改修を行う予定です。

以上で、管財課の説明を終わります。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 1点、当初予算で昨年度より6,000万円減額になってますよね。これは補正の減額と何か関係があるんですか。それとも、別の要件でこれだけの減額になったのか、その中身を教えてください。

◎山口管財課長 当初予算額の主な増減につきましては、増につきましては、先ほど申し上げました公用車、集中管理の公用車が33台から66台に増えたことにより、それに関する燃料費や修繕費を増で見込んでおります。一方で、職場環境整備委託料、いわゆるスマートオフィスなんですけれども、これまでは管財課で予算計上をしておりましたが、そちらが各課計上となったため、その分が7,564万7,000円ほど減額しておりまして、そのトータルで6,184万8,000円の減となっております。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、管財課を終わります。

以上で、総務部を終わります。

《人事委員会事務局》

◎田中委員長 次に、人事委員会事務局について行います。

議案について、事務局長の説明を求めます。

◎三木人事委員会事務局長 令和8年度の当初予算について、御説明いたします。お手元のタブレット資料の2ページを御覧ください。

令和8年度の予算総額は1億3,721万9,000円で、前年度に比べ155万5,000円の増となっております。この主な要因は、給与改定によります事務局職員の人件費の増によるものです。

次に、3ページを御覧ください。歳入予算です。人事委員会事務局収入の197万5,000円は、市町村などから受託しております公平委員会の事務処理に要する経費を受け入れるものです。

次に、4ページをお願いします。それでは歳出予算につきまして、一番右の説明欄の項目に沿って御説明します。

1 人事委員会運営費は、3人の人事委員の報酬のほか、人事委員会の全国組織と四国の組織に対する負担金や、これらの会議に出席するための旅費等です。

次に、2 人件費は、事務局職員13人に対する給料や手当です。

3 人事委員会事務局運営費は、職員の採用試験や人事委員会の勧告、報告などを行うための経費です。

以下、委託料については、ほとんどが職員の採用試験に関するもので、まず適性検査判定委託料は、採用試験におきまして受験者の適性を判定するための検査に要する経費です。

次の試験問題作成等委託料は、社会人経験者採用試験、障害者を対象とする選考試験、また、大学卒業程度試験のチャレンジ型、こういった試験問題につきまして、その作成や採点に要する経費です。

次の点字版試験問題作成等委託料は、目の不自由な方の受験のために、点字版の採用試験案内や試験問題等を作成するための経費です。

次の採用試験事務電算処理委託料は、採用試験業務を速やかに処理するため、受験者の回答を電算処理するための経費です。

次のボイラー等検査委託料は、試験研究機関等で新たにボイラーやクレーンを新設する際には、当委員会におきまして、労働安全衛生関係法令の規定による検査を行う必要がありますので、その検査を専門機関に委託するための経費です。

5 ページをお願いします。広報委託料は、採用に関する情報を掲載したパンフレットの作成など、採用試験における受験者確保のための広報活動に要する経費です。

次の人事試験研究センター負担金は、定例で行います大学卒業程度試験や高校卒業程度試験など、全国統一実施の試験問題を提供している公益財団法人日本人事試験研究センターへの負担金です。

事務費の主な内容は、インターネットによる採用試験等申込みシステムの使用料、会場借り上げ費、広告費、旅費、印刷製本費などです。

続きまして 6 ページを御覧ください。令和 8 年度の職員の採用試験の概要について、御説明をいたします。

職員の採用試験につきましては、表の左、試験名にありますように、大きく大学卒業程度、社会人経験者採用試験、非正規雇用者を対象とした採用試験、短大卒業程度、高校卒業程度の各競争試験と、障害者の方を対象とした選考試験となっております。

このうち、一番上の大学卒業程度チャレンジ型につきましては、民間企業志望者でもチャレンジしやすいように、民間の採用試験でも活用されている基礎能力試験、スコア A と申しますが、来年度からこのスコア A に変更しまして、4 月から実施をすることとしております。

次の黄色のところでは社会人経験者採用試験につきましては、昨年の秋に実施しました短時間採用枠、これにつきまして、当初の試験日程に反映させまして、6 月から併せて実施していきたいと考えております。

次に、今年度新たに実施しました非正規雇用者を対象とした採用試験ですが、今年度は 34 歳以下の方を対象とする若年層枠ということで実施しましたが、来年度は国家公務員の対応と同様に、就職氷河期等世代枠を設けて実施したいと考えております。

なお、採用予定人員につきましては、現在、募集を行っておりますチャレンジ型のほかは、今後、各任命権者と協議を行い決定していく予定です。

次に、7ページをお願いします。債務負担行為につきまして、御説明いたします。

採用試験等申込システムの使用料で、期間は令和8年度及び令和9年度の2年間で、支出予定額は、358万6,000円を限度としております。

最後に令和7年度の補正予算につきまして、御説明いたします。9ページを御覧ください。右の説明欄の人事委員会事務局運営費のうち、不要となることが見込まれる、958万4,000円を減額補正しようとするものです。減額の主な要因としまして、採用試験に関する委託料につきましては、受験者数が見込みを下回ったこと。また、事務費につきましては、会議や説明会のオンライン開催に変更されたことによります旅費の減や、採用試験等申込システムの使用料が見込みを下回ったことによるものです。

説明は、以上となります。

◎田中委員長 質疑を行います。

(なし)

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、人事委員会事務局を終わります。

《会計管理局》

◎田中委員長 次に、会計管理局について行います。

議案について、局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

また、この後行う会計管理課の議案に総合企画部、総務部及び教育委員会が関係するため、総合企画部より松岡部長、総務部より清水部長、教育委員会より今城教育長が同席しております。

◎田村会計管理者兼会計管理局长 会計管理局所管の議案につきまして、御説明いたします。2ページを御覧ください。まず、令和8年度当初予算につきまして、御説明いたします。

上の表、一般会計につきましては、会計管理局の令和8年度の当初予算の総額は、12億7,743万7,000円をお願いしております。

下の表、特別会計につきましては、収入証紙等管理特別会計として10億9,416万4,000円。給与等集中管理特別会計として990億900万円。旅費集中管理特別会計として15億4,420万5,000円。用品等調達特別会計として18億8,069万9,000円、会計事務集中管理特別会計として92億60万9,000円をお願いしております。

それぞれの詳細につきましては、担当課長から御説明します。

次に3ページをお願いします。令和7年度補正予算につきまして、御説明いたします。一般会計につきましては、会計管理局の補正予算の総額は1億3,297万9,000円の減額をお

願っております。また、特別会計につきましては、旅費集中管理特別会計で8,320万6,000円の減額。用品等調達特別会計で4億3,000万円の減額。会計事務集中管理特別会計で8億7,000万円の減額をお願いしております。

こちらも、それぞれの詳細につきましては、担当課長から御説明します。

続きまして4ページをお願いします。条例その他議案です。

会計管理局からは、上から5つ目の第46号高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案を提出しております。

議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明いたします。

私からの説明は、以上です。

◎田中委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈会計管理課〉

◎田中委員長 初めに、第46号議案について、会計管理課の説明を求めます。

◎平井次長兼会計管理課長 議案の順番と異なりますが、関係します課が多いことから、まず、条例議案につきまして、関係課を代表して御説明します。

まず、冒頭に御報告します。当課の説明資料の1ページに誤りがありました。具体的には、1ページです。下段4の条例改正等の概要の表のうち、2段目です。(2)規定の整理(第2条)の高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例につきまして、右の新旧の表、それぞれ第5条の表題です。表題が(電気情報処理組織による申請等)とありますが、正しくは、(電子情報処理組織による申請等)こちらが正しい表記であります。大変申し訳ありませんでした。条文内容は正しく表記されておりますことから本資料を使用させていただきたいと思います。

それでは、資料につきまして、御説明します。

まず一番上、1概要です。高知県収入証紙条例を廃止するほか、当該条例の廃止に伴い、関係条例の規定の整理を行うものです。

次に、その下、2収入証紙制度の概要を御覧ください。現状にありますとおり、県では、運転免許証やパスポートの取得などに係る手数料や使用料の一部につきまして、収入証紙で納付をいただくこととしております。証紙により申請窓口で収納した手数料の実績は、令和6年度で約9億2,000万円となっております。

その右です。現行の収入証紙の利用の流れにつきましては、まず、①としまして、県は証紙交付機関を通じて売りさばき人に収入証紙を交付します。次に、②としまして、利用者は売りさばき人から収入証紙を購入します。そして、③です。利用者は購入した収入証紙を申請書に貼付しまして、県へ提出する、そういった流れになっております。

その右です。特徴としましては、利用者側には購入方法が現金のみであること、収入証紙の事前購入や申請書等への貼付に手間を要することなどがあります。また、行政の側で

は、入金処理、釣銭準備の業務が不要といったメリットがあります一方で、証紙の印刷経費や収納業務等が必要であるといったことなどがあります。

その右です。なお、現時点で把握をしております他県状況につきましては、15都府県が証紙に関する条例を廃止しており、全国的にも証紙制度の見直しが進んでいる現状です。

次に、その下です。新たな納付方法を御覧ください。こうした課題に対しまして、収入証紙の廃止に併せ、現金、キャッシュレス決済に対応できる収納専用窓口を新たに設置し、県民サービスの向上を図るとともに、収納事務のデジタル化を推進してまいります。

右側には、収入証紙廃止後の具体的な決済方法を記載しております。

一番上の収納専用窓口、こちらはオンライン申請やキャッシュレス決済になじみのない利用者の方も窓口で納付ができるよう、主な庁舎や警察署等に新たに設けるものです。これまでの現金に加えまして、クレジットカードやスマートフォン、電子マネーといった対面でのキャッシュレス決済で納付することが可能になります。

真ん中の電子申請、またその下の納入通知書による納付につきましては、クレジットカードやスマートフォン、インターネットバンキング等での納付が可能になるよう、機能拡充をしてまいります。

その下です。4の条例改正等の概要を御覧いただきたいと思います。

廃止及び改正の内容につきましては、収入証紙条例を廃止しますとともに、証紙の廃止に伴う32本の関係条例を改正をいたします。その下の表でまとめておりますとおり、廃止する収入証紙条例は、会計管理局が所管をしており、その他改正が必要な条例のうち、こちらの総務委員会関係部局におきましては、総合企画部が1本、総務部は3本、教育委員会は1本の計6本が対象となっております。

それでは内容です。まず、第1条です。こちらでは収入証紙条例を廃止いたします。

次にその下、第2条は規定の整理としまして、証紙による収入方法についての該当分を削除する改正を行います。

次に第3条は、収入証紙制度の廃止に伴い、証紙特別会計が不要となりますことから、高知県特別会計設置条例の本則中の表から、証紙特別会計を削除する改正を行います。

最後に、第4条におきまして、証紙による納付を前提とした支払い時期の規定につきまして、申請書の提出と同時であったものを、申請書等の提出を提出の前後を含むことができるよう、申請書の提出の際に、と改めるものです。

この右です。スケジュールですが、令和9年7月に販売を終了しまして、8月より、新しい財務会計システムの稼働に合わせ、新たな納付方法を開始いたします。

なお、利用の終了は令和9年度末、県民の皆様のお手元に残っております収入証紙の還付につきましては、令和14年の7月まで行う予定です。

最後に、概要にお戻りいただきたいと思います。

施行日につきましては、証紙販売の最終日であります令和9年7月31日の翌日、令和9年8月1日とすることとしております。なお、第3条の証紙特別会計の廃止の施行日につきましては、証紙を還付できる期間が終了する年度、令和14年です、こちらの末尾の翌日、令和15年4月1日とすることとしております。

なお、条例の廃止につきましては、施行日までに周知を行う必要がありますことから、今2月議会に上程するとしたものです。

説明は、以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎加藤委員 この収入証紙を電子化していくことは大変便利でいいことだと思いますので、どんどん進めていただきたいと思いますけれども、まだこの電子化ができない、残っている種類の納入はありますか。もうこれで、大体キャッシュレスで対応できるようになってますでしょうかね。

◎平井次長兼会計管理課長 県の収入、各種あるんですけども国からの通知もありまして、原則、納付書等で払っているものにつきましては、そこにバーコード等を付与いたしまして、コンビニ決済ですとか、先ほど申し上げたスマートフォン決済ができるように、デジタル化を進めていくようにという話があります。

今の現状につきましては現金の方もいらっしゃると思いますので、こうした受け取るところは残しますけれども、デジタル化を進めるとともに、そうした方が払えないようにならないように進めてまいりたいと考えているところです。

◎加藤委員 ぜひ、ハイブリッドで、皆さんが困らないようにやっていただきたらと思います。あと、決済でまだ電子化できてなくて、今後やっていきたい分野とかありますか。まだ、キャッシュレスに対応できていない決済があったら教えていただきたいです。

◎平井次長兼会計管理課長 後ほど、また課で説明しますが、新しい財務会計システムを今再構築しております。それが9年の7月から新しく稼働します。その際には、歳入の全般につきまして、先ほど申し上げたデジタル化をしていただくことで、収納のデジタル化を進めていくと、そういった形で進めたいと考えております。

◎加藤委員 積極的にお願いします。

◎田中委員長 質疑を終わります。

ここで総合企画部長、総務部長、教育長は退席します。

引き続き、会計管理課の説明を求めます。

◎平井次長兼会計管理課長 それでは、会計管理課の令和8年度の一般会計及び特別会計の当初予算について、御説明します。資料の2ページを御覧ください。まず、一般会計の主な歳入予算につきまして、御説明します。

表の中ほど、節の区分の欄の下から2行目の(3)会計管理債960万円は、新たな財務会

計システムと地方税共同機構が運用します公金収納システム、いわゆるe L T A Xを連携させるために必要となる経費に充当できますデジタル活用推進事業債、こちらの令和8年度分を計上したものです。

次の3ページをお願いします。主な歳出予算につきまして、右側の説明欄に沿って御説明します。

2の会計管理費のうち、上から2つ目の財務会計システム運用等委託料6,638万9,000円は、財務会計事務を効率的に行いますため、現行の財務会計システムの運用保守管理等を委託するものです。

次の財務会計システム再構築等委託料2億9,652万5,000円は、次期財務会計システムに係ります詳細設計開発業務を委託するものです。昨年6月に総合評価方式一般競争入札を実施し、委託業者を選定しており、7月より2年をかけて詳細設計及び開発を行っているところです。こちらの次期財務会計システムの開発に当たりましては、現行のシステムが平成4年度に稼働を開始し、既に30年以上経過しておりますことから、公金納付のキャッシュレス化、会計処理のペーパーレス化などの方向性を持ちまして、システムの再構築に取り組み、県民サービスの向上と会計事務の効率化を進めてまいりたいと考えております。

1つ飛ばしまして、次の電子収納環境整備委託料、その下の公金収納業務委託料につきましては、令和9年8月より開始いたします予定の、公金収納のキャッシュレス化による新たな納付方法の開始に向けた準備に要する経費です。

まず、3ページ下から4つ目の電子収納環境整備委託料297万円につきましては、県の電子申請システムでの納付方法をこれまでのクレジットカード決済に加えまして、スマートフォンやインターネットバンキングでの納付も可能とするためのシステムの環境設定等に係る経費です。

次の公金収納業務委託料33万円につきましては、納入通知書に新たにバーコードを印字し、コンビニでの納付を可能とするため、コンビニ収納代行業務の導入に係る費用です。

次の4ページをお願いします。次の指定金融機関システム改修負担金、その下の地方税共同機構負担金につきましては、先ほどに同じく、公金収納のキャッシュレス化に向けた準備に要する経費です。

1つ目の指定金融機関システム改修負担金1,291万3,000円につきましては、キャッシュレス決済に対応するため、新たに納入通知書の様式を追加することにより、指定金融機関であります四国銀行のシステムで読み取りができるよう、機能を追加するための経費です。

次の地方税共同機構負担金30万9,000円につきましては、令和8年9月より、全国的に開始されます地方税統一QRコード、いわゆるe L - Q Rを活用した公金収納に係る費用につきまして、地方税共同機構へ支払う負担金です。

その次の事務費6,774万5,000円です。主なものとしましては、先ほど御説明しました公

金収納のキャッシュレス化に向け、収納専用窓口で、スマートフォンアプリやクレジットカード、電子マネーによるキャッシュレス決済が可能となります。POS端末の購入に係る費用626万円余りを計上しております。そのほか会計管理局の会計年度任用職員の報酬や庶務に係る経費のほか、公金振込手数料などの経費を計上してるものです。

次に、3 収入証紙等管理特別会計繰出金3,574万円、こちらは、一般財源で手当てをする必要があります。証紙売りさばき手数料につきまして、必要な繰り出しを行うものです。

これらの経費としまして、左にありますとおり7億2,897万7,000円となりまして、前年度と比べまして2,567万余りの増となっております。この主な要因といたしましては、先ほど御説明しました公金収納のキャッシュレス化に向けた準備にかかる費用2,300万円余り、そういったものによるものです。

1 ページ飛びまして、6 ページをお願いします。収入証紙等管理特別会計の歳出予算です。

右端の説明の欄の1 償還金186万3,000円は、証紙を購入された方が使用する見込みがなくなった場合などに、証紙と引換えに証紙購入代金を還付するものです。

次の2 一般会計繰出金10億9,230万1,000円は、証紙によって納入された使用料、手数料につきまして、各所属が一般会計の歳入処理として行った収入調定に対しまして、当該特別会計から繰り出すものです。

左にありますとおり、これらの計としまして、前年度から2,951万5,000円の減となっておりますが、その要因としましては、県全体の証紙による収入調定額が減少傾向にありますことから、予算額につきましても減額となったものです。

当初予算の説明は、以上です。

続きまして、令和7年度2月補正予算案につきまして、御説明します。次の7 ページをお願いします。一般会計の歳入についての補正予算案です。

下から2行目、(4) 会計管理債190万円は、令和8年度一般会計歳入予算でも御説明しましたデジタル活用推進事業債につきまして、入札により全体事業費は減となりましたが、起債対象事業費が増加となったことから、増額となるものです。

次の8 ページをお願いします。一般会計の歳出の補正予算案です。

右側の説明欄1 会計管理費の1つ目、財務会計システム運用等委託料につきましては、委託業務内容のうち、次期財務会計システム関連業務の作業工数が想定を下回ったことによるものです。

次の財務会計システム再構築等委託料につきましては、入札による執行残が生じたことから減額を行うものです。

会計管理課の説明は、以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 6ページの償還金が186万3,000円ありますよね。証紙を持ってる方が、返したくなったときのお金だと受け取ったんですけれども、それでよろしいですかね。

◎平井次長兼会計管理課長 はい、そうです。

◎岡本委員 それで、証紙を持ってる方には、どのような形で周知されるのでしょうか。

◎平井次長兼会計管理課長 まず、180万円余りですが、現状でも証紙を購入いただいて利用する方がいらっしゃいます。そのときに、例えば、間違いであつたりとか、そういったところへ返される方がおりますので、その分の経費です。

また、新たに今年度9年度、先ほど申し上げた期間が限られますので、その周知につきましては、制度全体も含めまして還付のやり方も含めまして、窓口でのチラシの配布ですとか、それから、一般的には、当然ながらマスコミを通じての広報はしますので、そういったところを通じて、なるべく皆様にお伝えをするように丁寧に対応してまいりたいと考えております。

◎岡本委員 今回、証紙がなくなりますけど、この償還金の予算は、いつまで続けるつもりなんですか。

◎平井次長兼会計管理課長 先ほど申し上げました条例の中で、証紙特別会計の廃止が15年ですので、14年の7月が一つ還付の期限になりますので、その年度いっぱい受ける形になろうかと思えます。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、会計管理課を終わります。

《総務事務センター》

◎田中委員長 次に、総務事務センターの説明を求めます。

◎岡林総務事務センター課長 初めに、当課の一般会計及び特別会計の令和8年度当初予算案について、御説明します。まず、資料1ページ、一般会計の歳入予算案です。

主な内容としましては、上から3行目、1総務費負担金の総務事務センター費負担金は、当課が所管しております総務事務の外部委託や、旅費事務センターの運営、それらに関連するシステムの運用保守に要する経費のうち、公営企業局にかかる金額を負担金として受け入れるものです。

2ページをお願いします。総務事務センター費の歳出予算案につきまして、右側の説明欄に沿って主な内容を御説明します。

2の総務事務センター費の1つ目、物品管理システム運用保守等委託料は、本庁における物品等の調達や本庁出先機関の備品管理などを行っております物品管理システムの運用保守、及び競争入札参加資格者の名簿登録に係る改修等に要する経費です。

2つ目の総務事務集中化システム運用保守等委託料は、職員の勤務実績のほか、諸手当の認定や年末調整の実施、会計年度任用職員の給与等の支給や光熱水費などの共通経費の

支払いを集中処理しております総務事務集中化システムの運用保守、及びフレックスタイム制導入等の制度改正に対応するための改修に要する経費です。

次の旅費事務センター運営委託料は、職員等の出張において、旅程の作成からチケットの依頼、支払いまでの事務処理を行っております旅費事務センターの運営に要する経費です。

その下、新旅費システム運用保守等委託料は、現在運用しております旅費システムの運用保守と制度改正等への対応のための改修に要する経費です。

総務事務委託料は、総務事務センターが集中処理を行っております総務事務の一部を平成29年10月から外部に委託しております、その委託に要する経費です。現在の契約期間が本年9月末に終了しますので、引き続き、令和8年10月から11年9月までの3年間で外部委託を行いますため、債務負担行為についても別途計上しております。

一番下の事務費は、主なものとしまして、会計年度任用職員の報酬や公用車の任意保険料、旅費に係る銀行への振込手数料、災害対応に従事する職員用の食料、飲料水などの備蓄に要する経費です。

以上、総務事務センター費の合計額は5億4,846万円で、前年度から8,096万9,000円の増となっております。

次に、4ページ債務負担行為に係る予算です。

1つ目、旅費事務センター運営委託料は、現在、令和7年7月から令和10年6月までの3年間で契約を行っております事務委託についての、令和8年度からの制度改正対応に伴う委託料の増額に係るものです。

2つ目の総務事務委託料は、先ほど御説明しました総務事務委託料の翌年度以降の債務負担に係る支出予定額です。

続きまして、特別会計の歳出予算案について、御説明いたします。総務事務センターでは4つの特別会計を所管しております。まず、5ページの給与等集中管理特別会計です。

知事部局等の職員、県立学校、小中学校の教員、警察官の給与等を支給するための特別会計でして、各課が一般会計に計上した人件費予算を積み上げております。この後御説明いたします3つの特別会計も同様ですが、各課が一般会計に計上した該当予算額を積み上げており、財源は基本的に各課からの公金振替による諸収入です。予算額は990億900万円で、前年度から25億5,400万円の増額となっております。内訳は給料518億6,200万円、職員手当302億7,500万円、共済費168億7,200万円となっております。

6ページをお願いします。旅費集中管理特別会計です。

この会計は職員等の旅費を集中的に支払うための特別会計です。予算額は15億4,420万5,000円で、前年度から6,809万1,000円の増額となっております。

次に、7ページの用品等調達特別会計です。本庁各課、委員会の事務局、公安委員会

必要な物品等の調達や納付書や賞状など、調達に時間がかかる定例様式の在庫用品の管理を集中的に行うための経費を計上しております。予算額は18億8,069万9,000円で、前年度から7億7,300万4,000円の増額となっており、主な要因は、備品購入費の増額約8億1,000万円によるものです。

8ページは、会計事務集中管理特別会計です。会計年度任用職員の報酬手当や公共料金、コピー料金など共通経費の支払いを集中的に処理するための経費です。

予算額は92億60万9,000円、前年度から5億3,549万2,000円の増となっておりまして、主な要因は、会計年度任用職員の報酬等の増額、約5億5,000万円によるものです。

当初予算の説明は、以上です。

続きまして、補正予算案について、御説明します。

まず、9ページの旅費集中管理特別会計です。各所属の執行状況に合わせて、不用額の減額を行うものです。

10ページをお願いします。用品等調達特別会計です。消耗品や備品購入などの執行状況に合わせて、不用額の減額を行うものです。

最後に11ページ、会計事務集中管理特別会計です。各所属の会計年度任用職員の任用状況や光熱水費などの共通経費の執行状況に合わせて、不用額の減額を行うものです。

総務事務センターの説明は、以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 用品等調達費ですけれども、やっぱり県内の業者から入れることがこの中で貫かれているのかについて、お聞きしたいんですが。

◎岡林総務事務センター課長 特別会計による用品調達に関しましては、基本的に随意契約で行える300万円以下の契約に関しては、電子調達で、オープンカウンター方式をとってまして、そちらに参加できる資格が、県内に本店または支店を有する事業者となっております。

◎岡本委員 そういう点では、県内で貫かれているという考え方でいいんですね。

◎岡林総務事務センター課長 基本的には県内の事業者としておりますが、一般競争入札になった場合は、他県の業者も契約相手となる場合があります。本年度でいくと、特殊なものも含め、大体3件ぐらいは県外の事業者の発注となっております。

◎岡本委員 ぜひ、県内を最重点で購入をしていただくことをお願いしたいと思います。

それともう1点、補正予算で4億3,000万円の減額になってますよね。これ、結構多いなと思うんですけど、中身についてどんなもんか教えていただけますか。

◎岡林総務事務センター課長 用品等調達特会は各課の予算を全て集めるているので、どうしても減額が大きくなってしまいうんですけれども、入札の落札残ですとか、あと、単独随契などで直接調達した場合は、各課で調達するので、用品特会では調達しないことにな

ります。あとは、年度を見送ったりした関係で、今年度の予算を執行しなかったパターンで減額になる場合もあります。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、総務事務センターを終わります。

以上で、会計管理局を終わります。

《教育委員会》

◎田中委員長 次に、教育委員会について行います。

議案について、教育長の総括説明を求めます。

なお、教育長に対する質疑は各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎今城教育長 議案の説明に先立ちまして、教職員の懲戒処分についての御報告が1件あります。

酒気帯び運転を行いました高知丸の内高等学校教員に対し、1月15日付けで免職の懲戒処分を行いました。昨年12月に通知を発出し、教育委員会、学校が一丸となって交通法規の遵守を含む綱紀の保持、及び服務規律の確保に努めてきたにもかかわらず、再びこのような事案が発生したことは誠に遺憾であり、極めて重大かつ危機的な事態として重く受け止めております。度重なる教職員の不祥事を防ぐことができず、再び県民の皆様の信頼を大きく裏切ることになり、重ねておわびを申し上げます。誠に申し訳ありません。

1月から2月にかけて、全ての県立学校長との面談を行いまして、各学校の状況を直接聞き、不祥事の根絶に向けた取組を徹底するよう改めて求めました。県教育委員会としては、全ての教職員が自己の内面を磨き、常に自制心を持って行動するよう、教職員一人一人の倫理感や、規範意識を育成するとともに、安心安全な職場文化の構築を進めております。教職員一人一人が子供たちに真摯に向き合い、誠実に接するとともに、常に自分自身を振り返る謙虚さや感謝する気持ちを持ち続けることで、本県公教育に対する信頼を回復できるよう、全力で取り組んでまいります。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明します。

それでは、議案の御説明をします。

教育委員会所管の議案は、令和8年度高知県一般会計予算など予算議案が4件と条例その他議案が2件です。まず、令和8年度当初予算について、御説明いたします。総務委員会資料、議案説明資料の2ページを御覧ください。当初予算の総括表です。

一般会計予算につきましては、総額890億3,113万6,000円で、令和7年度当初予算額と比較しますと、57億369万円余りの増、対前年度比106.8%となっております。

このうち教職員の給与や退職手当などの人件費は652億469万円余りで、前年度比25億6,206万円余りの増。人件費を除いた、いわゆる政策的な予算額としましては、238億2,644

万円余りで、前年度比31億4,162万円余りの増額となっております。

また、高等学校等奨学金特別会計予算は2億1,700万円余りを計上しております。

人件費を除く予算の主な増減項目につきましては、下の表を御覧ください。まず、増額の主な要因につきましては、1番目にあります、小学校段階における学校給食費の負担軽減に係る事業費の増や、県立高校等の生徒が使用する学習用タブレット端末の更新に係る事業費の増などです。

減額の主な要因は、下段にありますように、市町村立小中学校等における学習用タブレット端末の更新台数の減などによるものです。

4ページを御覧ください。第3期教育大綱及び第4期高知県教育振興基本計画の4つの方針に沿って主な事業をまとめたものです。この資料に沿いまして、令和8年度当初予算の内容を御説明します。

まず、基本方針Ⅰ「高知家」の全ての子どもたちが、急速に変化する予測困難な今後の社会を生き抜く力を身につけるための教育の推進についてです。

1つ目の個別最適・協働的な学びの一体的な充実、ICTの活用による授業等改善では、中学校に対話型AIの学習支援アプリを実証的に導入するなど、1人1台タブレット端末を効果的に活用し、生徒の学びをサポートしてまいります。

高知県学力状況調査につきましては、これまで紙媒体で行っておりました教科の調査を、1人1台タブレット端末を利用しましたオンライン形式で実施いたします。また、県立高校と県立中学校の受験生や保護者の利便性の向上、入試事務を行う教職員の負担軽減のため、現在、紙で行われております入試出願をウェブ上の手続で完了できるよう、高校入試等における電子出願システムを構築いたします。

次に、今後の社会を見据えた高等学校改革では、中山間地域等の小規模校の魅力化を一層推進し、地元中学校や県外からの入学生の増加を図るため、高等学校と市町村等とが連携協働して取り組む事業に対して支援を行います。

また、漫画アニメコースや多文化共生コースなど、新しいコース等の設置に向けて準備室を設置し、カリキュラム等を検討してまいります。加えまして、本年2月に国が示した高校教育改革に関する基本方針を踏まえた実行計画の策定に向け、検討委員会を開催してまいります。

次に、キャリア教育等の推進とグローバル社会で活躍する人材の育成では、小中学生が県内の文化や産業を知る機会の拡充や、高校生による地域の産業文化等を学ぶ宿泊研修等を実施してまいります。

次に、就学前教育・保育の質の向上では、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、市町村のリーダーシップにより、かけ橋のカリキュラム作成に向けた取組がより多くの小学校区で進められるよう働きかけてまいります。

次に資料の右側、基本方針Ⅱ「高知家」の子どもたちを誰一人取り残さない、多様な背景・特性・事情等を踏まえた包摂的な教育・支援の推進についてです。

この2つ目のいじめへの総合的な防止対策、重層的な支援体制の整備・強化による不登校対策の推進につきましては、スクールカウンセラー等の専門人材の配置に加え、校内サポートルームの設置を推進していくことで、不登校児童生徒等の一人一人の状況に応じた支援を行ってまいります。また、多様な教育機会を確保するため、メタバースを活用したオンラインサポートやフリースクールへの支援を行うとともに、学びの多様化学校の相談体制強化に向けて、人的支援を行ってまいります。

資料、左下を御覧ください。基本方針Ⅲ「高知家」の誰もが、生涯にわたって学ぶことができる環境づくりと活動・取組の推進についてです。

1つ目の、共に学び支え合う生涯学習・社会教育の推進としましては、利用者の安全性の確保や満足度向上のため、青少年センター体育館の空調整備や、芸西天文学習館の耐震化に取り組めます。

次に、右側にあります基本方針Ⅳ「高知家」の教育・学びの充実に向けた各種施策を総合的・計画的に推進するために、必要な基礎的・基盤的な環境・体制等の整備についてです。

1つ目の子どもたちに質の高い教育を提供するための基盤整備としましては、教員の負担軽減を図るため、教員業務支援員を配置するとともに、業務改善に向けた働き方改革推進モデル校事業に、管理職への研修などを追加し、実施することとしております。給特法で義務づけられた業務量管理・健康確保措置実施計画には、これらの取組も盛り込み、本年度中に策定し、働き方改革を着実に実施してまいります。

2つ目の部活動地域展開等推進事業につきましては、各市町村が行う地域クラブ活動への支援や、コーディネーター配置に係る経費の補助などを行い、県内における部活動地域展開の推進を図ります。

次の安全・安心で円滑な教育活動等が展開できる環境整備につきましては、近年の猛暑により熱中症対策の重要性が増しているため、避難所に指定されている県立学校体育館への空調整備を加速化してまいります。

以上が予算案の概要です。この5ページから20ページは、取組の詳細となっております。

資料の21ページにお進みください。教育委員会事務局における主な組織改正・定数補正の概要について御説明します。第3期教育大綱、第4期高知県教育振興基本計画に基づく施策を推進するため、体制を強化するものです。

まず、Point 1としまして、高等学校の魅力化・特色化の推進に向けて、高等学校振興課にチーフを新たに配置するとともに、担当を1名増員いたします。

また、Point 2のとおり、今後の社会を見据えた高校教育改革への対応としまして、

高等学校振興課の担当を2名増員いたします。

このほかPoint 3、4として、関係課の職員を配置、または増員いたします。

続きまして、補正予算について、御説明いたします。22ページを御覧ください。令和7年度2月補正予算の総括表です。

一般会計補正予算につきましては、県立学校体育館の空調整備に係る事業費が当初の見込みを下回ったことや執行見込みを踏まえた減額補正により、総額で2億9,337万円余りの減額となっております。また、高等学校等奨学金特別会計補正予算につきましては、奨学金の貸与者数が見込みを下回りましたことから、5,300万円余りの減額となっております。

それぞれの予算議案につきましては、後ほど担当課長から御説明します。

続いて、条例その他議案につきましては、23ページを御覧ください。議案目録の抜粋です。教育委員会からは、第45号議案及び第46号議案の計2件を提出しております。第45号議案につきましては、後ほど担当課長から御説明します。なお、第46号議案につきましては、先ほど、会計管理局からの説明の際に一括で御審議いただきましたので、説明を省略します。

次に、報告事項につきましては、冒頭に御報告しました教職員の懲戒処分があります。報告事項の内容につきましては、後ほど担当課長から御説明します。

最後に、教育委員会が所管します主な審議会等の12月議会以降の開催状況を説明します。25ページを御覧ください。高知県社会教育委員会及び高知県いじめ問題対策連絡協議会を1月に、高知県産業教育審議会及び高知県立図書館協議会を2月に、それぞれ開催いたしました。

私からの総括説明は、以上です。

◎田中委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈教育政策課〉

◎田中委員長 初めに、教育政策課の説明を求めます。

◎三木教育政策課長 教育政策課は教育委員会事務局の総括部署としまして、事務局全体の組織や事務改善、職員の給与等に関することを所掌するほか、特定の課のみの所管には属さない教職員の研修に関すること、それから、学校におけるICT環境のシステム面での整備等を主として担当しております。また、出先機関として教育センターを置いております。本日は、当課教育政策に関するものと教育センターに関するもの、それぞれについて御説明します。

まず、令和8年度当初予算について御説明します。教育政策課説明資料1ページを御覧ください。

議案説明書（当初予算）抜粋を入れております。このうち、まず、歳入です。資料の縦にあるうちの中ほどの節の区分に沿いまして主な内容を御説明いたします。

上から3行目にある(1)教育政策費負担金は、成績処理や出欠管理など事務処理を効率化し、教員の業務負担の軽減を図る校務支援システムに係る運用経費等の市町村からの負担金です。

続いて2ページを御覧ください。一番上の(1)公立学校情報機器整備基金繰入は、GIGAスクール構想において導入しました、1人1台端末の更新に係る経費を市町村等に補助しますけれども、これについて国費を活用して積み立てている基金から、令和8年度に必要となる額を取り崩すものになっております。

続いて、3ページを御覧ください。歳出について、一番右側の説明欄に沿いまして主な内容を説明します。

まず1つ目、1特別職給与費は教育長の給与費でして、次の2人件費は教育委員会事務局の一般職の職員の給与費となっております。

続きまして、4ページを御覧ください。2行目3教育振興費となっております。このうち教育委員会委員報酬は教育委員5名おりますけれども、その報酬です。

その2つ下、訴訟事務委託料につきましては、訴訟に備えまして、弁護士に支払う着手金について、あらかじめ予算として計上しているものです。

その次の基本設計委託料につきましては、耐用年数が超過しております教育センターと、それから、私どもの中部教育事務所につきましては、この複合化に向けた基本設計を実施するための経費となっております。

その3つ下にあります地域教育振興支援事業費補助金、いわゆる地域アクションプランのことですが、こちらについては第3期教育大綱と第4期高知県教育振興基本計画の基本方針を踏まえまして、各市町村が自主的、主体的に推進する取組を支援する事業です。来年度は34の市町村、1学校組合、それから1の広域団体に対して、支援を行う予定としております。加えて令和8年度については、新たな取組といたしまして、市町村における共働き・共育を推進する観点から、男性教職員が育児休業をとった、育児休業中における学校現場への支援となり得る取組について、加算を新設しまして、市町村への支援を強化する予定としております。

続いて4教職員費のうちの1つ目ですが、このうちの職員研修負担金は、本県の教育振興に向けた取組の核となる教員の育成を図るために、高知大学の教職大学院と、鳴門教育大学の教職大学院に派遣する教員の入学料と授業料の半額を負担するものです。来年度は、高知大学の教職大学院に10名、鳴門教育大学の教職大学院に3名の教員を新たに派遣する予定としております。

次の5情報教育推進費ですが、このうち多岐にわたる委託を行っておりますので、その委託内容ごと主要なものについて、御説明します。

5ページを御覧ください。まず1つ目にある県立学校校務支援システム更新等委託料と、

その次にある市町村立学校校務支援システム運用保守等委託料は、全ての県立学校と市町村立学校に導入しております校務支援システムの運用保守に係る経費です。

次にある学習支援プラットフォーム構築等委託料については、本県独自の子供たちの学習支援プラットフォームである高知家まなびはこの運用保守を行うものです。

その5つ下にある県立学校情報通信ネットワーク更新等委託料となっていますのは、県立高校に整備した1人1台端末、あるいは教員用端末がインターネットに接続するための無線ネットワーク機器の更新に係る経費です。

ただいま御説明しました委託業務以外の各委託料につきましては、これまで整備しております各種ネットワーク、システムですとか、そういったものを円滑に運用するための保守管理等に必要な経費となっております。

このページの下から2つ目に、公立学校情報機器整備費補助金とありますけれども、これは、先ほど歳入のところで御説明申し上げました、各公立学校の1人1台端末の更新のための経費を市町村へ補助するものでして、来年度は23の市町村において、1万2,000台程度を更新がなされることを見込んでおります。

続いて6教育センター費のうち、一番右側に教育センター管理運営費とありますのは、教育センター職員の人件費ですとか、施設の清掃等に係る経費です。

6ページを御覧ください。この上から5行目にあります2教員基本研修費となっておりますのは、初任者研修、中堅教諭等資質向上研修、それから2年、3年、7年次、それぞれにあります教職経験者等研修、それから校長、教頭等を対象としました管理職研修など、そういった基本的な研修に係る経費です。

次に3教員専門研修費は、例えば、特別な支援を要する児童生徒への指導力の向上を図る職務研修ですとか、あるいは人権教育、それから保育に係る専門研修、講座などの実施に係る専門的な研修の経費となっております。

その次に4教育研究指導費につきましては、本県の直面する教育課題の解決に向けて、中核となる教員育成と指導法の改善を推進するために、専門的研究を行うとともに、研修内容等の質的向上を図る経費です。

次に5教科研究センター費については、各教員の自主的な授業研究ですとか、教科研究活動を支援するために、県内の4か所、教育センターと各教育事務所に設置しております教科研究センターにおいて、利用者への助言を行う指導アドバイザーなどを配置するための経費です。

以上、御説明申し上げました教育政策課の令和8年度当初予算の額、合計は38億6,915万2,000円と、前年度に比べまして1億3,533万4,000円、率にしまして3.4%の減額となっております。主な理由としましては、先ほど申した1人1台端末の更新に係る市町村向けの補助金につきまして、市町村ごとに更新年次が異なるわけですが、そのピークは

令和7年度に迎えます、8年度はそのピークを越えていることによるものです。

続きまして、8ページを御覧ください。債務負担行為です。こちらに1件記載しておりますのは、先ほどの情報教育推進費のうち、複数年度にわたって行う必要があります校務支援システムの運用保守等事業について、債務負担のお願いをするものです。

令和8年度当初予算の説明は、以上となっております、続いて、令和7年度補正予算について御説明します。

資料9ページを御覧ください。まず歳入につきましては、同じように中ほどの節区分欄で御説明しますけれども、上から2つ目(3)教育政策費補助金につきましては、県立特別支援学校のネットワーク機器の更新ですとか、1人1台端末の更新のために設置する基金の原資としまして、国費を受け入れるものです。

続いて、歳出について御説明します。12ページを御覧ください。

右端の説明欄、上から3行目県立学校情報通信ネットワーク更新等委託料につきましては、県立特別支援学校に整備いたしました1人1台端末とか、教員の端末がインターネットに接続するための無線ネットワーク機器等の更新に係る経費です。

その下、公立学校情報機器整備費補助金につきましては、端末更新のための市町村への補助金、先ほど申し上げたものですが、こちら入札実施の結果、市町村の更新費用の見込みが当初予定より下回ったために、減額を行うものです。

その2つ下、4公立学校情報機器整備基金積立金については、歳入で国費を受け入れると御説明をしましたが、これを原資に、1人1台端末の更新を行うために基金に積立てを行うものです。その他、幾つかの細目で当初の見込みを下回ったために減額しております。

最後14ページを御覧ください。繰越明許費です。

この繰越明許に記載しているものには2つ事業がありまして、まず、先ほど御説明しました県立学校情報通信ネットワーク更新等委託料については、国の補正予算に対応するために、2月補正予算に計上しまして、次年度に全額を繰り越すものです。

また、県立学校情報通信ネットワーク運用保守等委託料については、同時期に施行しております県立学校の長寿命化工事の工程変更に伴いまして、当該委託業務の中で行います回線の工事が遅れたために、翌年度に繰越しをするものです。

以上で、教育政策課の説明を終わります。

◎田中委員長 質疑を行います。

(なし)

質疑を終わります。

以上で、教育政策課を終わります。

ここで15分ほど休憩とします。再開は2時45分とします。

(休憩 14時26分～14時43分)

◎田中委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

〈教職員・福利課〉

◎田中委員長 次に、教職員・福利課の説明を求めます。

◎岡本教職員・福利課長 当課からは、予算議案について御説明します。

まず、令和8年度当初予算について、御説明します。教職員・福利課の説明資料1ページを御覧ください。

こちら②議案説明書(当初予算)622ページ、教職員・福利課歳入のページを抜粋したものととなっております。ページ中程にあります節の区分に沿って、主なものを御説明します。

一番上にあります(1)庁舎等使用料は、教職員住宅の敷地に設置しております電柱や教職員住宅の目的外使用に係る使用料収入です。

次の(1)教育職員検定手数料は、教員免許状の交付に係る手数料収入です。

2つ下、(5)教職員・福利費補助金は、後ほど御説明します教員業務支援員等を小中学校や県立学校へ配置することに伴います国庫補助金です。

2ページをお願いします。一番上(1)退職手当基金繰入は、定年引上げに伴いまして、2年に1度となります、定年退職者への退職手当に対しまして、積立てておりました基金を繰入れ、充当するものです。

続きまして、歳出について説明します。3ページを御覧ください。ページ右側にあります説明欄に沿いまして、主なものを御説明します。こちらの下のところですが、上から2行目となります。

1一般管理費の退職手当です。公立の小中学校や県立学校の教職員、県教育委員会事務局の職員、臨時教職員などの退職手当となっております。

その下、公務災害補償基金等負担金は、教職員の公務上の災害や、通勤途上の災害に対しまして、その補償を行うために設置されております地方公務員災害補償基金、こちらへの負担金となっております。

次の2福利厚生事業費の1行目です。学校管理医報酬は、教員定数50人以上の県立学校に配置が義務づけられております学校管理医に対する報酬です。

次に、4ページを御覧ください。一番上、定期健康診断等委託料は、県立学校の教職員の定期健康診断等を実施するための経費となっております。

その下です。職員健康診断等委託料は、こちらは、県教育委員会事務局職員の定期健康診断などを実施するための経費となっております。

2つ下です。人間ドック事業負担金は、公立学校共済組合高知支部が実施いたします県

立学校と県教育委員会事務局の教職員の人間ドックに係る経費の一部を負担するものです。なお、この負担金の相手方であります公立学校共済組合高知支部の支部長は教育長となっております。そのため、民法で定める双方代理による契約となりますので、契約の効力を有効なものとするために、このことを許諾いただいた上で、予算案を御審議いただきますようお願いいたします。

続きまして、3教職員住宅等整備費です。その下の行に記載しております教職員住宅管理委託料は、教職員住宅の維持管理業務を高知県住宅供給公社に委託するための経費です。

そこから3つ下です。急傾斜地崩壊対策事業負担金ですが、四万十市の西土佐にあります鳥坂本宿舍の急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者負担金です。

続きまして、4教育振興費です。まず、教育関係職員名簿作成委託料は、幼稚園や小・中学校、高等学校、特別支援学校、県や市町村の教育委員会の職員などの名簿を作成するための経費です。

次の事務費は、永年の勤続者や教職員の地道な教育実践などをたたえる教職員等表彰など表彰に関する経費のほか、当課の会計年度任用職員の報酬などです。

次に5ページを御覧ください。一番上の5教職員費の1行目、選考審査筆記問題作成等委託料は、教員採用審査における問題作成や、採点業務などを委託して実施するための経費です。この経費には、9月補正で債務負担の承認をいただいているものも含んでおります。また、筆記問題の作成につきましては、自治体の負担軽減を図りつつ、受審者を確保するため、文部科学省が主導しまして、自治体による共同実施の検討が進められてまいりました。その結果、本県につきましても、再来年度の令和9年度実施の審査から、他の自治体と共同で問題作成を行うこととしておりまして、今回、令和8年度中に問題作成を委託するための経費のうち、各自治体が分担する250万円を含めて計上をしております。

その下、選考審査運営委託料は、教員採用審査に関し、会場準備や当日の監督業務を委託して実施するための経費です。

その下、総合人事給与システム等運用保守委託料は、教職員に係る人事給与システムなどの運用保守に必要な経費です。

その下、市町村立学校諸手当・年末調整システム運用保守委託料は、市町村立学校の教職員の通勤手当などの諸手当の届出や、年末調整の各種申告手続に係る諸手当、年末調整システムの運用保守に必要な経費です。

その下、自動採点システム運用保守委託料は、採点集計業務をデジタル化し、職員の業務の効率化を図るために、県立学校に導入しております自動採点システムの年間保守に係る経費です。

その下、働き方改革推進事業委託料は、学校が抱える課題を踏まえまして、具体的に学校現場での業務改善に取り組むため、学校における働き方改革に関する専門的知見を有す

るコンサルティング業者が直接学校に入り、伴走支援を行うとともに、管理職への意識啓発や、働き方改革を進める人材育成に向けた研修などを行いますモデル校事業に要する委託経費です。なお、これに関連いたしまして、昨年6月に改正されました、いわゆる給特法によりまして、各教育委員会に、働き方改革に関する計画である業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が義務づけられております。県教育委員会におきましては、サービスを監督する県立学校を対象とする計画につきまして、このモデル校事業などの取組も盛り込みながら、本年度中に策定することとしております。今後、策定した計画に沿いまして、働き方改革をさらに進めてまいりたいと考えております。

次の広報委託料は、高等学校の工業など実業系教科の採用審査受審者を確保するため、転職サイトへ広告を掲載するための経費です。

その下、教員免許管理システム運営管理費負担金は、全国統一の教員免許管理システムの運用保守などに係る負担経費を、教員免許管理システム運営管理協議会に支払うものです。

次の教員業務支援員等活用事業費補助金は、県内の小中学校に配置します学習プリントの印刷などの業務に従事する教員業務支援員、129校、126名分に加えまして、教頭の業務を補助する教頭マネジメント支援員、4校、4名分の報酬や期末勤勉手当などの補助に係る経費です。

次の事務費は、1つ目として、教員の採用審査に関する経費や、教員免許法に基づく免許状の授与に要する経費、また、2つ目として、県立中学校、県立高等学校に教員業務支援員を配置する経費、さらに、3つ目として、ハラスメントなどの対策として、外部有識者委員会に係る経費や研修用動画の購入経費、そして、4つ目として、メンタルヘルス対策として当課に配置する専門職相談員の活動経費、こうしたものを計上しております。

下の計の欄を御覧ください。当課の令和8年度当初予算総額は65億6,577万1,000円と、前年度に比べまして、19億1,617万4,000円、約41.2%の増となっております。これは、令和5年度から定年が段階的に引き上げられまして、本年度は定年退職がありませんでしたが、来年度は定年退職がありますので、定年退職者に要する退職手当が増額となることが主な要因です。

次に、7ページをお願いします。債務負担に係るものです。

総合人事給与システム再構築委託料につきましては、システム構築から約20年が経過しており、プログラム言語などが陳腐化し、今後のOSアップデート後の動作保障もないことから、システムの再構築を行うものでして、令和9年度までの債務負担行為をお願いするものです。契約期間は令和8年4月1日から令和9年9月30日になります。

続きまして、補正予算について御説明します。資料8ページをお願いします。資料ナンバー④議案説明書（補正予算）の332ページを抜粋したのとなっております。

歳入です。ページ中ほどの節の欄を御覧ください。真ん中ほどにあります（５）教職員・福利費補助金ですが、当初、学校における働き方改革推進モデル校事業につきまして、国の地方創生関連交付金を充当する予定でしたが、対象外となったことによるものと、そして、教員業務支援員配置事業の執行見込みの減に伴いまして、減額を行うものです。

次に、９ページをお願いします。歳出についてです。右側の説明欄を御覧ください。

１一般管理費の退職手当です。退職予定者が当初予定人数を上回る見込みとなったことによりまして、増額を行うものです。

次に、一番下のところです。教員業務支援員活用事業費補助金です。県内の小中学校に配置する教員業務支援員につきまして、市町村の予算措置がなされず配置要望がなかったり、年度途中からの配置となるなどの理由によりまして、市町村の執行見込みが当初見込みを下回ったことから減額を行うものです。なお、そのほかにつきましても、受講実績や実際の契約実績などに合わせまして、減額を行うものです。

最後に、１０ページをお願いします。事務費です。こちらは、県立学校の教員業務支援員につきまして、勤務実績が当初見込みを下回ったことなどにより減額を行うものです。

教職員・福利課からの説明は、以上となります。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 当初予算案の中身について、５ページの教員業務支援員等活用事業費補助金は、教員のお仕事をお手伝いする仕事だと説明があつて１２６名、教頭の場合は４名と説明があつたんですけれども、地域の雇用にもつながるということで、大変いい制度だなと思うんですけれども、この人たちの身分はどんなになっているのかを教えてください。

◎岡本教職員・福利課長 会計年度任用職員になります。

◎岡本委員 会計年度ですから、毎年の更新ということですね。継続の場合には、そのまま雇用されるわけですか。

◎岡本教職員・福利課長 こちらが、補助金の形で市町村で雇用をすることになっておりますので、具体的な契約の仕方については市町村でやっていることになろうかと思いますが、恐らく、人的に引き続きやっていただける方は、更新してということになろうかと思っております。

◎岡本委員 県としたら、現場のことはあんまり分からないけれども、補助金を出してるということで、中身について、先生の過密労働とか、そういうものに対してきちんと役割を果たしてるということは判断されてるんでしょうか。

◎岡本教職員・福利課長 こちらに関しては、補助事業の１つの要件でもありますが、各学校に業務改善委員会をつくって、教員業務支援員の配置に当たって、業務全体を見直すこともやっていただいておりますので、効果としてはあろうかと思っております。

◎岡本委員 もう１つ、３段上の働き方改革推進事業委託料で、コンサルタントが入って、

この働き方改革のモデル校をつくったということですが、具体的にどこの学校がそうになっていて、その学校が選ばれた理由があるわけですか。

◎岡本教職員・福利課長 モデル校につきましては5校ありまして、小学校2校、それから中学校2校、そして高等学校1校を選んでおります。人事主管課であるとか、あるいは市町村教育委員会ともお話をし、今回で言いますと、具体的に申し上げますと、香美市立の葛目小学校、高知市立の介良潮見台小学校、いの町立の伊野中学校、宿毛市の片島中学校、県立の高知工業高等学校、この5校で進めさせていただきました。やはり市町村にも問合せして、働き方改革に対してやる気のある、そういったところを選んでおります。

◎岡本委員 働き方改革は非常に大事ですので、そういうのを利用しながら、先生が働きやすい環境をつくっていただきたいと思います。

◎中根委員 教育政策のところともいろいろ絡むのかなと思いながら、あまりにも多岐にわたってるので、あつという間に教育政策課が終わってしまつて、大変失礼しましたけれど。やっぱり働き方改革の下で、今、実施計画などが新たにつくられる時期で、大変、高知県の教育そのものも節目のときを迎えているように思っています。だからこそ、やっぱり現場の働き方、どんなふうに子供たちに接していくのか、そういうきちんとした学校の在り方を検討する、そんなときに、教職員・福利課として、どういう対応をとってほしいかという思いも含めて、質問をさせていただきたいのですけれども。

1つは、5ページの働き方改革推進事業委託料です。県としても、実施計画の考えはあると思うんですが、そんな中で、わざわざコンサルを入れて、そしてモデル校をつくって、そのモデル校になったところは何度も何度も研究を重ねて、モデル校としての役割を果たさなければならない。これは大変な負荷になることなんじゃないかと思うのですけれども、そうした点で、どんなコンサルが入るのか。そこには幾らぐらい支払われるのか、その辺り教えてください。

◎岡本教職員・福利課長 今回モデル校事業につきましては、特に研究というものではないかと思っております。実際に働き方改革で、外部人材の活用とか、そういったこともやってまいりましたが、実際に、学校現場でこれはもうやめてもいいんじゃないかとか、あるいは、教育効果上こういうやり方のほうがいいんじゃないかとかっていうような、考えのネタはすごくあるんだろうと思いますが、現場で、なかなかそれを実践に移すことができない状況かと思っております。そういったところに、こういう話合いの仕方をして実現していくんだとうまくコンサルタントが入ることで、話合いがうまくいって、例えば、日課表を見直して隙間時間をつくる、空き時間をつくっていくことでみんなが楽になるとか、そういった取組をしてもらうためのモデル校事業になっております。

ですので、どちらかというとワークショップみたいな形で、教員の方が集まったりして、どうするかを話し合うわけですから、一定、時間はかかるんですが、そのために大きな負

荷をかけて、何か研究する事業ではないと思っておりますし、実際、今回やられたところも、当然、学校長のリーダーシップもありましたけれども、話合いの結果、例えば、クラブの朝練はやめましょうとか、月1の水曜日は会議を開かない日にしましょうとか、あるいは15時半でしたか、そのぐらいの時間で切り上げて、生徒を帰す、ある中学校は、平均して20時間ぐらい時間外が減ったこともありましたので、そういう事業としているところです。

あと、費用的なものにつきましては、今回予算計上しております767万8,000円が委託の費用となっております。

◎中根委員　どんなコンサルが入られてるんですか。

◎岡本教職員・福利課長　今年度で言いますと、先生の幸せ研究所というところで、こちら、名前のとおり、比較的、全国各地でこうしたコンサルティング的なこともやっておりますし、当県につきましても、従来からの研修等でお呼びして、研修をしていただいた経過もあるところです。

◎中根委員　今年度、そういう様々なコンサルの方を入れての実施計画づくりを生かして、来年度、この予算の中で、そうした中身をどんなふうに広げていくことになっているんですか。

◎岡本教職員・福利課長　モデル校事業は、恐らく業務量管理・健康確保措置実施計画のことであろうかと思うんですが、そちらの策定にコンサルタントが入っていただくことではありません。あくまで、働き方改革の現場での業務改善ということで、コンサルタントが伴走してうまく現場でやれるというふうに、現場での業務の見直しをサポートしていただく事業ですので、実施計画そのものに関与していただくという趣旨ではありません。

ただ、今回のモデル校事業につきましては、ワークショップのやり方や考え方とかを研修資料として、成果物として頂いておりますので、こういったものは、入った学校だけでなく、広く県内の学校に広めていけるように今後も活用していくことになります。

◎中根委員　本当に隙間時間がないことが今大問題だったので、そういう意味では、そこを新たに生かしながら、ゆとりがありながら子供にきちんと向き合う、そういう先生の現場ができるように、ぜひともつなげなければと思っています。

あと、教員業務支援員の方についてお伺いします。129校、126人とお話がありました。先生のいない教室、学級が生まれている状況の中で、こういう業務支援員の皆さんの働きが大変助かっているという話は、たくさん聞いてきましたけれども、そこにばかり頼る教育もいかなものかと、私は実は思っています。

ですから、こういう教育業務支援員の皆さんから、学校現場に関わって、その方たちの働き方がどうなのか、もう少しこういうことは私たちに任せてほしいとか、例えば、昼休み時間の確保は、私たちが見ますとか、そういう方向に持っていけるような、そんな意見

は、アンケートなり聞いたことはないでしょうか。

◎岡本教職員・福利課長 教員業務支援員配置校で言いますと、そのおかげで、やはり児童生徒と向き合う時間が確保できたという声はかなり多くあります。また、教員業務支援員にどういった業務をやっていただくかという意味ですと、先ほど岡本委員からの御説明のときに少し申し上げましたが、業務改善に向けての検討会みたいなものを、配置校の中でもってもらっておりますので、そこでどんな業務をやっていただくと楽になるかとかを話し合いながらやっていただく、任せる業務を決めていく形になっております。

◎中根委員 配置校の校長先生、教頭先生はじめ、学校運営に携わる方たちは、教員業務支援員の皆さんが、そういう働き方に携わってもらってもいいんだよという自覚は、皆さんお持ちなんでしょうね。

◎岡本教職員・福利課長 恐らくあるだろうと思いますし、また、文部科学省も、教員業務支援員の活用のしおりみたいなものを作っております、そういったものも情報共有しております。

◎中根委員 ぜひ、いろんな意味で、大変な急場をしのぐ役割を果たしていただいているんだけれども、さらに、教職員の皆さんが、子供に向き合える時間を確保できるように頑張っていただけるような配慮、目配りを教育委員会としてもしていただきたいなと思っています。

あと、もう一つ、急傾斜地の問題で、急傾斜地崩壊対策事業負担金が出ていて、この150万円は、一体どういうお金なのか。負担金はどういうふうに発生しているのか、教えてください。

◎岡本教職員・福利課長 こちら、一般的によくあります急傾斜地とされているところの擁壁工をするということです。一定の地区についてそういう工事をしますので、そこに建物を持っている方、持ち主が少しずつ、法で決まっている負担金を払うことになります。

◎中根委員 県教委がこれを払うことになるのか。

◎岡本教職員・福利課長 全体で6,000万円ぐらいの事業になるようにお聞きしてまして、そのうちの一部が負担金になります。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、教職員・福利課を終わります。

〈学校安全対策課〉

◎田中委員長 次に、学校安全対策課の説明を求めます。

◎小川学校安全対策課長 最初に令和8年度当初予算案につきまして、御説明します。資料の1ページを御覧ください。まず、歳入ですが、基本的に歳出と連動しますので、主なものにつきまして御説明します。

資料の中ほど、節の区分欄の一番上（2）学校安全推進費負担金は、児童生徒が学校の

授業中や部活動等で負傷などした際の医療費等を給付する災害共済給付制度に係る掛金の児童生徒の保護者負担分です。

次の2ページを御覧ください。下から2つ目の(3)学校安全対策課収入は、先ほど御説明しました災害共済給付制度に基づき、児童生徒に支払われる医療費等を受け入れるものなどです。

次に4ページを御覧ください。歳出につきまして、資料右側の説明欄のうち主な事業につきまして、御説明します。

まず、1施設整備費は、県立学校施設の改修などの施設整備に要する経費です。

このうち、2つ下の設計調査等委託料は、県立学校施設の外壁に係る打診調査や改修工事の実施設計、岡豊高校など6校における体育館への空調整備に係る実施設計などに要する委託料です。

次の設備保守等委託料は、閉校した県立学校の維持管理に係る委託料などです。

5ページを御覧ください。上から3つ目の施設整備工事請負費は、東工業高校の体育館における耐震改修工事や空調整備工事、追手前高校など4校における長寿命化改修工事、旧南高校体育館の再整備に伴う工事などに要する工事請負費です。

次に、2つ下の市町村道整備交付金は、須崎総合高校への通学路兼避難路として、須崎市が整備する市道に対して、市の財政負担の軽減を図るために支援するものです。

次の事業費は、閉校した県立学校の維持管理に要する光熱水費などの経費や事務費などです。

次の2維持修繕費は、各学校で執行する施設の小規模な維持修繕などに要する経費です。

次に、下から2つ目の教育の森造成事業費ですが、その下の教育の森造成事業費補助金と次の6ページ一番上、教育の森施業転換資金利子助成補助金は、県立高校の教育の森の維持管理を行っております高知県森林整備公社への補助金です。

次に、その下の2学校安全推進費は、防災教育を初めとした学校安全の推進に要する経費です。このうち、3つ下の自転車ヘルメット着用推進事業委託料は、県立学校で自転車通学をしている児童生徒を対象に、ヘルメットの購入費用を補助するものです。

次の学校安全総合支援事業委託料は、国の委託事業として、モデル地域を指定し、その市町村の拠点校を中心に、安全教育の推進に取り組むものです。

次に、3つ下の地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金は、子供の安全確保の体制を整備するために、学校や通学路の巡回指導等を行うスクールガードリーダーの配置など、通学路等における安全対策に取り組む市町村に対して補助を行うものです。

次の自転車ヘルメット着用推進事業費補助金は、市町村立学校の自転車通学をしている児童生徒を対象として、ヘルメットの購入費を負担する市町村に対して補助を行うものです。

次の災害共済医療費等給付金は、学校の授業や部活動中、登下校中などにおける児童生徒のけが等に対して給付される医療費等の支出に係るものです。

次の事務費は、県立学校に整備する備蓄物資の購入に係る経費や、災害共済給付に係る県の掛金などです。

次の7ページを御覧ください。1 文教施設等災害復旧事業費は、県立学校施設が台風などの災害で被害を受けた場合に備え、復旧に要する経費としてあらかじめ一定額の予算計上をお願いするものです。

令和8年度当初予算案の歳出の御説明は以上でして、総額は39億8,614万7,000円で、前年度から3億1,000万円余りの増額となっております。

次の8ページを御覧ください。債務負担行為ですが、県立学校施設の整備に関するもので、岡豊高校など6校における照明のLED化工事や、小津高校の体育館における空調整備工事、日高特別支援学校における校舎の長寿命化改修工事などの施工期間が、令和8年度から9年度の2か年になりますことから、債務負担行為の承認をお願いするものです。

令和8年度当初予算の御説明は、以上です。

次に、令和7年度2月補正予算案につきまして、御説明します。10ページを御覧ください。まず、歳入ですが、次に御説明します歳出と連動して、国の補助金や交付金などを減額するものです。

次に、12ページを御覧ください。歳出につきまして、資料右側の説明欄のうち、主な事業につきまして、御説明します。

1 施設整備費は、空調設備工事や長寿命化改修工事におきまして、設計の見直しや入札残が生じたことなどにより減額するものです。

次の13ページを御覧ください。1 学校安全推進費ですが、下から4つ目の、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金は、実施市町村の実績が当初の見込みを下回ったことにより減額するものです。

次の災害共済医療費等給付金は、医療費等の給付に係る実績額が当初の見込みを下回ったことにより減額するものです。

次の事務費は、備蓄物資やAEDの購入に係る入札残などにより減額するものです。

次の14ページを御覧ください。1 文教施設等災害復旧事業費は、災害による復旧の対象となる事案がなかったことから減額するものです。

次の15ページを御覧ください。繰越明許費の変更です。事業名欄の施設整備費につきまして、12月議会で御承認をいただきました繰越し予定事業のほか、追手前高校本館長寿命化改修工事などが、学校との協議に時間を要したことから、繰越明許費の変更承認をお願いするものです。

御説明は、以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 当初予算の5ページの維持修繕費が2億1,000万円ありますよね。調査でいろいろ学校を見らしてもらう中で、雨漏りとか結構ある現場に出くわしたんですけれども、この維持修繕費は十分足りているのか。まだ予算要望がある中で、限られた予算だからこれだと言われるのか、その辺り教えていただけますか。

◎小川学校安全対策課長 現状で十分足りている状況ではありません。学校から幾つも要望が上がってきますけれども、まず3つほどに絞っていただいて、優先順位をつけて、優先順位の高いものから順次対応していく状況です。

◎岡本委員 要望に対して、応えられる割合はどれぐらいなもんですか。

◎小川学校安全対策課長 はっきりしたことは分かりませんが、古い学校ほど、いわゆる老朽化対策でやらなければならない箇所数も多いですし、金額も多くなりますので、そういったところは優先的にやったりしますけれども、割合というところまでは、分かりません。

◎岡本委員 ぜひ、子供たちの安全のためにも、可能な限り維持修繕費については、予算をつけていただきたいと思いますが、その点についてのお答えはどんなものでしょう。

◎小川学校安全対策課長 毎年、学校から要望があったところを、現地を見に行ったりもして、その中で優先順位を決めながら、かつ、例えば、各学校で対策の工事をして入札をした結果、入札残などが生じましたら、すぐそれをほかの学校に回したりという対応をしておりますので、できる限り学校の要望に応えられるように、対応してまいります。

◎岡本委員 ぜひ、十分な予算を確保していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎中根委員 関連です。体育館の工事とか、だんだんに進められているのは、今度の予算などでも承知していますけれども、学校の施設は災害があったときの避難場所にもなると。だから、そういう意味では、空調設備も含めて、なるべく早く全体を整えるべきだなという、それは皆さん共通なんだと思うんですよね。そのところで、高知なども地震までにそれほど猶予があるわけではないという報道はされていますので、ちょっと思い切った英断を、財源確保の面でもしなければならぬのではないかと思います。

そういう意味では、担当課だけではなくて、県全体の防災危機管理のところにも、一緒になって、予算確保、計画をしっかりと実施できるような議論が今必要なんじゃないかなと思います。そういう点ではどうでしょうか。

◎小川学校安全対策課長 担当部局と特段の話はしてませんが、知事からも、災害対応としての、避難場所としての対応のためには早期に整備すべきだという話もありましたので、これまで年4棟の体育館の整備ペースで計画をしておりましたが、来年度から年7棟程度のペースで、最終的には、令和12年度には災害時に避難場所となる体育館

につきましては、終わらせる計画に今しております。

◎中根委員 ぜひ、そうした御努力をしてくださっているのは分かっているんですけども、さらによろしく願いをいたします。

あともう一つ、学校そのものも古くなっていて、私たち総務委員会が各学校に業務概要なんかで行かしていただいたりするときに、校舎と校舎を渡り廊下でつないでいる、その廊下が大変古くなっていて、危ないなと思うようなところが、やっぱりあるんですよね。

学校長を中心に学校そのものの老朽化対策を、予算があるとかないとかは別にして、今こんな状況なんだと。しっかり見詰めて、避難路確保も含めて、大丈夫になっているのかという調査はされていらっしゃると思うんですが、どんな感じですか。

◎小川学校安全対策課長 老朽化の状況は、平成29年頃に県立学校施設の長寿命化改修計画を立てておりまして、築で言いますと40年を経過している建物を全部調査しまして、それを今後どのように改修していくかの計画をつくっております。現在、その計画どおりになかなか改修は進んでおりませんが、一応それに沿って改修を進めているところです。

◎中根委員 私の感覚で言いますと、例えば、日高特別養護学校とかで、これは危ないなと思うような渡り廊下の状況とかですね、こういうのは、校長先生方は多分しっかりキャッチをして、長寿命化計画の中に入れているんだろうけれども、何だか、その声が上げづらくなっているんじゃないだろうか。

もう10年は経過していますので、そういう意味では、老朽化をこういうふうにしてほしいんだという忌憚のない学校現場の声を、もう一度、今の時点で教育委員会がキャッチをして、対応を考えるべきじゃないかなと。体育館だけは何とかなってるんだけれども、そこに逃げるまでの、子供たちの命をきちんと守っていくための安全確保が、十分ではないところがたくさんあるんじゃないかと思いがしまして、質問させていただきました。

そういう調査は、十分やっているということなのか。

◎小川学校安全対策課長 毎年、学校から、どここの部分の改修を希望するか調査をしておりますので、毎年それが更新されていってる状態で、そこから優先度を見繕って、改修しております。あと、学校のほうが遠慮をしてるとは、私は思っていないです。

◎小笠原教育次長（総括） 1点補足します。修繕とかを要する箇所について、学校からたくさんの要望は上がってくるわけなんですけれども、その際、安全性の確保が、優先順位の一番に来ます。そうした観点で、それを素人の学校職員だけが見るんじゃなくて、あるいは我々事務職員が見るんじゃなくて、県の建築課の協力もいただきながら、確かにここは危ないなというところは、優先的に修繕等を行うようにという取組を行っておりますので、それとまた、先ほど日高特別支援学校の話もいただきましたけど、そこは、なお確認もしたいと思っておりますけれども、常にそういう安全性は最優先でと思っております。

◎中根委員 つい日高を言ってしまいましたけど、そこだけじゃなくて、やっぱり、教室から教室への移動するときに渡り廊下を通らないと逃げられない。そういうところが大丈夫かなという思いが大変強くありました。今年度、出先調査に行ったときに感じたもんですから。ぜひ、今後ともよろしくお願いします。

◎加藤委員 自転車のヘルメットを少しお聞きしたいと思います。取組の成果もあって、随分と着用率も上がってきている反面、まだまだ地域差があるのかなと感じております。手応えはどんな状況ですか。

◎小川学校安全対策課長 いろんな広報を地道にやってきているところですけども、県立学校におきましては、今年度、25%の着用率を目標にしておりましたが、何とか30%を超えてる状況で、まずまずいい状況かなというところがあります。

しかし、反面、市町村立学校につきましては、目標が65%に対して61%にとどまっている状況ですので、もうちょっと市町村教委なりに県からアプローチ、協力の要請をしていく必要があるかなと考えております。

◎加藤委員 私の生活実感みたいところで、大変恐縮なんですけれども、地元に戻ると、みんなヘルメットをかぶっているけど、高知市に來るとあまりかぶってないなという、非常に高知市だけかどうか分かりませんが、生活実感ではそんな感じがするんです。その地域差はどんな状況ですか。

◎小川学校安全対策課長 細かいデータを持っておりませんが、先ほど言いました市町村立学校の実績61%に対しまして、高知市が21.6%と、かなり低い状況ですので、新年度早々には、高知市と一度協議の場を持ちたいと考えております。

◎加藤委員 今おっしゃったのは、小中学校合わせてなんですか。

◎小川学校安全対策課長 中学校になります。

◎加藤委員 小学校はどんな状況ですか。

◎福富学校安全対策課課長補佐 小学校につきましては、自転車通学を活用している学校が少ないことから、調査は実施しておりませんので、現時点で県として把握してる数字につきましては、中学校のみとなっております。

◎加藤委員 小学校は確かに自転車通学は少ないですけど、引き続き小学校も啓発していただきたいと思います。

この新学期が始まる今、これからの時期が一番心配でして、やっぱり中学生、特に高知市内は私立も多いですから、通学の距離が長い生徒もいて、公立も、当然学校が遠くなる生徒も多いけど、特に高知市は私立が多いので、着用率が低いプラス通学の距離が延びるのはすごく心配します。なので、ぜひ公立でしっかり着用していただくことを促すと同時に、私学・大学支援課とも連携をして、公私ともに安全対策にしっかり努めていただきたいと思います。その辺りの取組の状況はいかがですか。

◎小川学校安全対策課長 先ほど、地道にと申しましたけれども、各学校も、それから学校周辺の警察とも連携して、最近は、力を入れてやってくれ始めましたので、また継続して、やっていく必要があるかと考えてます。

◎加藤委員 最後にしますけど、全体が60%を超えてて、高知市が20%ということは、多分地道の延長では、なかなかこの開きは埋まらないと思うんですね。なので、高知市以外の市町村もひょっとしたらばらつきはあるかと思うんですけども、危機感を持って、何でこれだけ、ほかの市町村と違うのかも分析しながら、踏み込んだ取組が必要なんじゃないかなという感じがしますが、さっきの答弁以上の意気込みがあったらいただきたいなと思います。要請をしておきます。

◎田中委員長 私から一つ構いませんか。当初予算の6ページの、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金が1,611万円計上されてますけど、一定説明ありましたが、もうちょっと具体的にこの事業の内容を教えてください。

◎小川学校安全対策課長 警察のOBの方とかが主になりますけれども、各市町村でスクールガードリーダーが学校の通学路などを巡回だとか、見守り活動をしていただく報償費的なものになります。

◎田中委員長 通学路の安全の確保が非常に大事だと思ってて、これまでも様々な全国的な事故等によって通学路の点検もされてきたと思うんですけど、私が聞きたいのは、実際に地域から上がってきた要望に対して、今どれぐらい応えられているのかを知りたいんです。そこ分かりますか。

◎小川学校安全対策課長 要望というのは、例えば、標識をつけるとかですか。

◎田中委員長 いろんな要望があると思うんです。横断歩道が消えかかって表示が薄くなっているとか、いろんな地域から要望が上がってくると思うんです。だから、それに対して、どこまで応えられているのかという部分です。

◎福富学校安全対策課課長補佐 そういった要望、道路の環境整備については、市町村で対応していただくとか、そういった協力も必要かと思います。各市町村で、通学路の安全対策の協議会を設置しておりますので、自分たちが把握した情報につきましては、各市町村の担当の方にお返しをします。

県立学校につきましても、自分たちが把握した情報につきましては、市町村とも共有をしながら、また警察や県の関係部局とも共有し、対策を実施しております。現時点で当課として把握しているところについては、何らかのアクションを起こしている状況です。

国が実施しております安全対策の実施状況の調査におきましても、把握できている危険箇所については、何らかの対策はとっています。もちろんハード面での対策だけではなくて、子供への声かけであったり、周囲の対応といったソフト的な面の対応も含めてですが、一定、対応はできていると認識しております。

◎田中委員長 先ほど御答弁の中にもありましたけど、やっぱり路面表示については、警察の許可云々になってきますし、また、道路管理者によっては、その自治体の市町村道であったり、また、県道やったら県で、私が申し上げたいのは、状況を伝えるだけじゃなくて把握もしていかないと、結果として、要望がかなわなかったらいけないんで、せっかくそういう対応をしていくなら、確認までしていただきたいという思いで質問しましたので、要請にしますけど、ぜひそういった取組をしていただきたいと思います。

質疑を終わります。

以上で、学校安全対策課を終わります。

〈幼保支援課〉

◎田中委員長 次に、幼保支援課の説明を求めます。

◎津野幼保支援課長 まず、令和8年度当初予算案について、御説明します。資料の1ページ目です。1ページは歳入です。主なものを御説明いたします。

左端の中ほど、12教育費補助金は、就学前教育保育の質向上を図る取組や、保育士の確保対策などに関する国からの補助金などです。

その2つ下、10教育費委託金は、保育の質向上や親育ち支援推進に係るモデル地域における取組などに関する国からの委託金です。

一番下、5職員等こころざし特例基金繰入は、土佐市が行います保育所の高台移転について、基金から繰入れて補助をするものです。

次に、3ページを御覧ください。歳出です。

まず、右端の説明欄、1幼保連携推進費と、親育ち支援推進事業費につきまして、次の4ページの資料で御説明します。こちらにお示しをしておりますとおり、当課では、就学前教育・保育の質の向上、親育ち支援の充実に向けまして、令和8年度の取組の欄に記載しておりますとおり、大きく3つの取組を進めております。

まず左上。就学前教育・保育の充実では、県内のどこにいても、質の高い教育・保育が受けられる環境の実現を目指して、各園で行われております園内研修に当課からアドバイザーや指導主事を派遣し、助言を行います園内研修支援事業をはじめとしまして、県内の各園の学びを支援する取組を進めております。

令和8年度拡充する点としましては、地域における保育の質向上事業、ブロック別研修支援につきまして、国からの委託を受け、取り組むこととしておりまして、モデル地域を指定し、各園のミドルリーダーを中心とした園内研修やブロック別研修会を支援することで、地域の保育の質の向上を図るとともに、ミドルリーダーの支援力向上につなげることであります。

次に、その右ですけれども、保幼小の円滑な連携・接続の推進につきましては、小学校入学以降の教育課題を未然に防ぐ観点から、幼児教育と小学校教育とを円滑につなぐ取組

を支援するもので、来年度は新たにモデル地域を指定しまして、園の遊びの中での学びを基礎に、小学校以降の生活・総合等を軸としたキャリア教育を通して、保幼小中の学びをつなぐ取組を、小中学校課と連携して実施してまいります。

資料の左下、保育者の親育ち支援力の向上・保護者の子育て力向上のための支援の充実につきましては、令和8年度は新としておりますが、国からの委託を受け、親育ち支援推進地域モデル事業に取り組むこととしており、組織的、継続的に親育ち支援に取り組むモデル地域を指定し、親育ち支援体制が充実した園における保育者や子供の変容を把握して、また、親育ち支援リーダーが自園・他園の事例研修を支援することで、リーダーの支援力の向上につなげることとしております。

本資料の説明は、以上です。

次に、5ページをお願いします。右端、説明欄の真ん中あたり、3保育サービス促進事業費の2つ目、保育サービス等推進総合補助金は、育休からの復帰などによる年度途中からの入所希望に応えるため、あらかじめ年度当初から保育士を加配しておくといった手厚い保育サービスを実施する市町村に補助するものです。

その上と下、多機能型保育支援事業委託料と同補助金は、全ての子育て家庭が身近な場所で支援が受けられるよう、園庭の開放や子育て相談など、一定回数以上実施する保育所を本県独自に多機能型保育所と位置づけ、支援をするものです。

その下、4特別支援保育・教育推進事業費の1つ目、同補助金は、発達障害など特別な支援を要する子供を受け入れている保育所等に助言を行うコーディネーターを配置する市町村、また、医療的ケア児を受け入れるため、保育所等に看護師などを配置する市町村に対して、それぞれ補助するものです。

一番下の5保育士等人材確保事業費の1つ目、保育士等人材確保事業委託料は、県社会福祉協議会内にある福祉人材センターにコーディネーターを配置し、就労の支援と離職の防止の両面から、保育所等の現場における人材確保に向けた支援に取り組むこととしております。保育所等の経営者層を対象とした業務改善研修のメニューにハラスメント対策研修を追加するなど、離職の防止に取り組むほか、保育士、保育職場の魅力発信を目的に、高校生を対象とした保育施設のバスツアーや、保育の魅力を伝える出前授業等を実施してまいります。

6ページをお願いします。6子ども・子育て支援事業費は、民間の保育所、幼稚園等の運営費に係る子ども・子育て支援新制度に基づく県の負担分や、同制度に基づいて延長保育や病児保育、一時預かりなど子育てサービスの充実に取り組む市町村への補助などです。そのうち、ページ真ん中辺りの乳児等のための支援給付費負担金は、令和8年度より本格実施となります、いわゆる、こども誰でも通園制度によるサービス給付を市町村が行うに当たり、必要な費用のうちの県費負担分です。

7 ページをお願いします。9 保育所・幼稚園等南海トラフ地震対策事業費の 1 つ目、保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費交付金は、土佐市が行う保育所の高台移転に伴う施設整備について、支援するものです。

一番下の多子世帯保育料軽減事業費補助金は、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、子供が 3 人以上いる世帯の 3 人目以降、かつ 3 歳未満児の保育料のうち、国の無償化の対象とならない部分が無償とする市町村に対して、補助をするものです。

当初予算案の説明は、以上です。

続きまして、令和 7 年度の補正予算案について、御説明します。10 ページをお願いします。歳出の主なものを御説明します。

真ん中あたりの保育サービス等推進総合補助金は、保育サービスの充実への補助金につき、市町村の実績が当初の見込みを下回ったため減額するものです。

11 ページの 5 子ども・子育て支援事業費は、民間の保育所、幼稚園等の運営費に関する県負担分につきまして、その算定の基礎となる国が示す公定価格の増額改定が行われたことに伴い、当初の見込みを上回ったため、増額をお願いするものなどです。

7 保育所・幼稚園等施設整備事業費の 1 つ目、幼稚園等緊急環境整備事業費補助金は、国の補助を活用した幼稚園等の遊具の整備などへの補助につき、当初の見込みを下回ったことにより減額するものです。

2 つ目の環境改善事業費補助金は、保育所等における老朽化した施設の改修などへの補助につき、市町村の実績が当初の見込みを下回ったことにより減額をするものです。

説明は、以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎三石委員 4 ページの資料を基に質問したいと思います。就学前教育・保育の質の向上、親育ち支援の充実ということで、年々、予算もつけていただいて向上してきてますね。そのことを物すごく感じます。

そこで対策のポイント、現状課題、これもよく押さえてますよ、もうこのとおり、何も言うことないですが、令和 8 年度の取組として、就学前教育・保育の充実で、予算もつけて拡充をしていくということで出てますわね。今までもこの手の取組してますわね。その成果、どういう取組をしてきたのか、大体分かるけど、教えてください。

◎津野幼保支援課長 この就学前教育・保育の充実の点につきましては、ここにブロック別研修支援と書いてありますが、これまでに各園、各市町村、それぞれ枠を越えて保育の質についての学び合いを、全県下でやっていただくようお願いをしております。

その結果、それぞれの保育の質が上がってきて、しかも、保育所、幼稚園、認定こども園、施設種別にかかわらず、それぞれの保育の質を上げてきていただいている。幼児期の育ちをしっかり支えて、その上で、小学校につなげていくことができていると思っております。

ます。

それをさらに、今後、モデルということで国の指定をいただいておりますのは、高知県の強みとっておりますので、ぜひモデル的に、さらに強い地域をつくっていきたいと考えております。

◎三石委員 それと新しい取組として、ふるさと高知キャリア教育推進モデル地域事業というのをやりますよね。今までも保幼小の円滑な連携・接続の推進はやってきたと思うんです。それで、さらにこういうのをやるということなんだけれども、今までの取組はどういうふうにやってきたのか。

◎津野幼保支援課長 保幼小連携・接続につきましては、まず、令和4年度から令和6年度までの3年間で、高知市でモデル事業を進めていただきました。これが、ほかの市町村にも非常に参考になるとお話をいただいております、そのモデル事業という形で、保幼小と一緒に接続のカリキュラムをつくるということを進めておりました。それをモデルに自分のところも進めていこうということで、令和7年度に、実際に動いた市町村が、少なくとも20市町村ありまして、さらに、ほかの市町村も続いている状況です。

そういった流れの中で、高知市に続くモデルとなる地域を、少しでも増やしていこうということで取り組んでいきたいと思っております。

◎三石委員 同じく親育ち支援推進地域モデル事業化も、親育ちの支援はやってきたはずですね。そこの辺りの、今までの取組と、それを基にして、さらにこんなことやっていくわけやけれども、そこら辺りのことをもう少し説明していただいたら。

◎津野幼保支援課長 親育ち支援につきましては、これまで300ぐらいある全施設に親育ち支援の推進担当の先生を置いて、それぞれの園で、一定計画を立てて、保護者の方に寄り添って、親育ちに取り組んでいくことを進めていただけてきました。その中で、上の課題のところにも書いておりますけれども、なかなか近年、コロナ後の状況もあろうかと思っておりますけれども、これまでのやり方、保護者の皆さんへの関わり方だけでは、なかなか難しい。その背景には、保護者同士のつながりがなかったりとかいうことで、どうやって子育てをしたらいいか分からないといった保護者の方が増えてきている。そういった方を、どうやって支えたらいいのかを悩んでいらっしゃる現場の先生方もいることをお聞きしております。そういう現場の実感の中で、どうやって保護者を支えていくのかを現場で話していただきながら、新たな取組を考えていただくことを、これまでの親育ちの取組をベースに、モデル的にやっていただける園を増やしていきたいということで、新たにモデル事業を立ち上げたところです。

◎三石委員 小学校でも中学校でも高等学校でも大学なんかの就学後の教育もそうなんだけれども、前から言っとるように、就学前の教育が非常に大事だと思うんですね。保育の質の向上、それと親育ち支援、これも物すごく大事。最近、予算も大分つけてもらって、

前進をしてきているように思いますけど、以前は、こういうところまで来てなかったような感じがするんだけど。以前と今を比べてどういう変化が出てきているのか、自分はちょっとずつだけれども、前進してきているんじゃないかなと感ずるんよ。その辺りどう思っていますか。

◎津野幼保支援課長 保育の質、幼児教育につきましては、やはり国の動きとしても、これまで待機児童対策ということで、保育の量を増やしていくといったことでしたけれども、それよりも、今これから保育の質を上げていくんだといった考え方に変わってきている、国の流れもある中で、我々としてもこれまでの取組を、ぜひ、保育の質にこだわって、進めていきたいと思っています。

その中で、先ほど保護者の方の厳しい状況とかもありましたけれども、そういったところを支えていく、保育所・幼稚園の役割が大きくなってきてますので、そこはしっかりと今回モデル事業とかも立てて、その中で進めていきたいと思っております。

◎三石委員 教育長に同じことを聞いてみたいんですけどね。小学校で校長先生もされて、現場でずっとやってこられてますわね。当然、幼稚園、保育園とのつながりというか、関わりにも接してこられたと思うんだけど、今、私が質問した、同じようなことを聞きたいんですけどね。

◎今城教育長 やっぱり明らかに変わってきていると感じています。その一つがカリキュラムです。今まででしたら保育所は保育所、小学校は小学校で、それぞれ目指すところはいろいろあり、やってきましたが、どんなふうに、いつ、何の目的で、どうするかっていうことを、保育所と小学校が話し合いをしながらやっていくっていうことが変わってきました。

その一つが、先ほど課長も申し上げましたけれども、高知市でやっておりました春野東小学校区です。ここはたくさんの園や小学校がありますけれども、そこが目指すところを一にして、それぞれの特色はもちろんありますけれども、やっていくっていう、このモデルをだんだんと高知市内でも広がりも見せておりますし、また、それを県全体にも広げていきたいと考えています。特に春野東小学校の校区では、1年生に入ったときの登校渋り、不登校まではいきませんが、学校をちょっと嫌がるということが減少しているという成果も現れておりますので、これを広げていきたいと思っています。

◎中根委員 2点お聞きします。5ページの保育サービス等推進総合補助金のところで、年度途中で入所を希望される方たちのために、要望のある保育園には保育士の加配を、4月から予算的に措置をするというお話でした。今年でしたか、津野町の認定こども園に総務委員会の業務概要調査で行かせていただいたときに、あそこでも、年度途中で何人も入所の要望があると。ですから、途中で保育士を探しても、なかなか配置についてもらうことができないので、4月当初から、町が雇い入れてくれていると聞かせていただいたとき

に、それはすごいなと思ったことでした。それを県下に広げるそういう予算ですか。

◎津野幼保支援課長 そのとおりです。年度途中の入所に対応するために、例えば、まだクラスに余裕があるところに先生が入っておいて、そこから子供が入ってきたら、私立の保育所であれば入ってきた分は国の制度で、またそこに費用が充てられますけれども、子供が入っていないところで、国の費用が充てられない入る前の部分につきまして、県が負担をして確保しておくといった形です。

◎中根委員 ということは、津野町は国の制度を即利用して既にやっていたということですか。

◎津野幼保支援課長 津野町の場合は公立ですので、国からの直接の負担金、交付金はありませんけれども、一般財源の中でやっていただいているところで、そこは津野町独自でやっていただいているところです。

◎中根委員 とても大事なことで、一時期、もっと子供が多く生まれていた頃には、いや、入りたいんだけど先生がいなくて、配置できなくて入れないんだということで困っていたお母さんの声を何度も聞いたことがあります。今もだんだん園の形が変わってきてはいるけれども、こういう手厚い状況は、とても大事なんだろうなと思っていまして、この配置はいつの時点で、どんなふうに、どこに要望して配置されるようになるのか教えてください。

◎津野幼保支援課長 この費用につきましては、前年度の秋ぐらいに、各市町村から県に要望を上げていただきます。それで、県としても予算立ての準備をする形になりまして、各市町村の計画に基づいて、4月に向けて人員を確保していく形になっておろうかと思います。

ただ、市町村も計画どおりに人員が確保できる、できない状況もあるとお聞きをしておりますので、中には計画はしておったけれども、結局、人が確保できなかったといったところも、例としてはあるとお聞きしております。

◎中根委員 保育園の入所手続などは、子供が生まれて職場復帰をしたいとお母さんが思ったときの、大体2、3か月前に市役所なり市町村の役場に届出をして、空きはないか、ここで入りたいんだっていう申請をすると思うんですね。

ですから、市町村で言えば4月1日で、例えば、12月から入りたいんだっていう人が何人いるかは、今の状態ではなかなか把握できないと思うんです。ですから、この制度を利用しようと思ったら、一工夫が必要ではないかと。市町村が、この地域で何人の子供が保育園に入りたいと思っているかをキャッチする、何かが要と思うんですけど、その辺りはどうですか。

◎津野幼保支援課長 4月当初の入所につきましては、まず、12月から1月にかけての入所の募集のときに、一定把握をしていく。その中で市町村としては、例えば、育休明けの

入所であるとか、そういったことの予測を出生数、実際に子供が生まれている数を基に、予測を立てていくことはされているかと思います。その中で、ただ、その入所のタイミングは、なかなかその御家庭によってまちまちですので、そこをどこまで読めるかといった話になるかと思います。

◎中根委員　せっかくいい制度ですから、これが実るように、みんながよかったと思える制度執行になるように、ぜひとも御努力をお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

◎津野幼保支援課長　そこは、それぞれの市町村でこういった形で予測、どこが足りてどこが足りないかといったところも、年々の要望をお聞きする中で、話もお聞きをしながら考えていきたいと思っています。

◎中根委員　ぜひよろしくをお願いします。

あともう一つ、医療的ケア児への対応に手厚い中身が出ているのがよかったなと思っています。この医療的ケア児の看護師を配置をするだとか、それぞれの保育園には看護師は配置されてると思うんですけれども、医療的ケア児が入るとなると、胃ろうとかいろんな点でこれまではハードルがあったと思うんですけれども、そのところはクリアできて、この制度になっているのか、その辺り教えてください。

◎津野幼保支援課長　お話しいただきましたとおり、看護師を配置されている園も、例えば、乳児の担当であったりとか、病後児、体調不良児の対応であったりとかの看護師ということで配置をされている園もあります。ただ、この医療的ケア児の対応となりますと、やはり、一定、ご経験のある看護師の配置となってきますので、各市町村で必要なときには、一定、各医療機関等とも調整をしていただきながら探していただいている状況です。

実際に、令和7年度、今年度の実績の見込みとしては、5つの市町村、5つの施設で6人のケア児がおりまして、そちらの対応をいただいている状況です。

◎中根委員　本当に大事なことで、そういう医療的ケア児がいることで、ほかの子供たちも人を大事にする気持ちだとか、様々なことをやっぱり学ぶ、そういういい機会になって、成長の先でもその子供さんをととても大事に思うとか、そういうことが育っていきますので、私は、やっぱり限られた医療的ケア児の皆さんの、しっかりとしたケアを保育所としても行っていくことが大事だと思っていますので、これ大歓迎です。ぜひ手厚く、しっかりとやっていただきたいと思います。

◎田中委員長　質疑を終わります。

以上で、幼保支援課を終わります。

お諮りいたします。

以上をもって本日の委員会は終了とし、この後の審査については、16日月曜日に行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎田中委員長 それでは以後の日程については、16日月曜日の午前10時から行いますので、
よろしくお願いします。

本日の委員会は、これで終了します。

(16時 7 分閉会)